

令和6年度

法人事業計画

社会福祉法人岩手ひだまり会

目 次

	項
I 令和6年度法人本部事業計画書	3
II 事業経営	8
1. 児童通所支援施設	
(多機能型 児童発達支援・放課後等デイサービス)	
(1)放課後等デイサービス ひだまり江刺岩谷堂児童課	10
(多機能型 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)	
(2)放課後等デイサービス ひだまり江刺第二桜木	16
(3)放課後等デイサービス ひだまり水沢森下児童課	22
(4)放課後等デイサービス ひだまり水沢駅東	28
(5)放課後等デイサービス ひだまり水沢横町	34
(6)放課後等デイサービス ひだまり胆沢	40
(7)放課後等デイサービス ひだまり北上中央	44
(8)放課後等デイサービス ひだまり北上にこっと	48
(多機能型 児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護)	
(9)放課後等デイサービス ひだまり水沢☆きらり	54
(10)放課後等デイサービス ひだまり北上☆きらり	58
2. 障害者支援施設	
(1)就労継続支援B型事業所 ひだまり江刺岩谷堂就労課	64
(2)生活介護事業所 ひだまり水沢森下生活介護課	70
3. 相談支援施設	
(1)相談支援事業所ひだまり	76
(2)相談支援事業所ひだまり北上	80

III	理事会及び評議員会	84
IV	諸会議及び各種委員会	87
V	事務局主要業務	89
VI	運営機構	91

I 令和6年度法人本部事業計画書

I 令和6年度社会福祉法人岩手ひだまり会事業計画書

1. 前文

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類感染症に変更され、人々の往来が戻ってきました。法人でも久しぶりに年末の交流会を全体で開催し、楽しい時を過ごすことが出来ました。ただ、一方では利用者やその家族、職員でもコロナやインフルエンザなどの感染症に罹患し、利用のキャンセルが続く場合も見受けられます。コロナ禍で培ってきた感染症対策を、変わらず行ってまいります。

今年度は業務継続計画（BCP）の実施が義務化となります。これにより感染症のまん延や自然災害時に、なるべく平常時通りの事業を実施できるよう計画を策定し、日頃から意識して業務にあたることとなります。災害がいつ発生するか予想ができない事は、東日本大震災や1月の能登半島地震で誰もが実感していることですし、災害時の状況を日々想定することは難しいことです。本計画を職員全員に十分理解してもらふ事により、平常時から常に念頭に置いて業務に活かせるよう、職員全員で取り組んでまいります。

これまではコロナ禍で行動の制限や、感染による利用キャンセルなどがあり収益に多大な影響がありましたが、昨年度は徐々に収益が戻りつつある状況でした。しかし同時に、各事業所を比較して収益の大小がはっきりするといった傾向もありました。これを解消するために、令和6年度はサービスの平準化を実施していきます。職員の適正な配置や研修等の実施、運営の中で生じた問題点を各事業所で共有することにより、どの事業所でも同様の支援を受けられるような体制づくりをし、収益の向上に努めてまいります。

昨年4月に開所した北上☆きらりは、水沢☆きらりが開所した際より早いペースで収益を上げています。この後も引き続き安定した運営を行うためには、更なる利用者の獲得が欠かせません。ひだまり開設以来からの強みである個別支援を前面に打ち出し、その成果を保護者や関係機関に情報発信していくことや、各所との連携をさらに推進してまいります。

「人に尽くし 人に学び 人に感謝せよ」の理念のもと、役職員一丸となって上記課題に取り組んでいきます。

II. 基本理念

人に尽くし 人に学び 人に感謝せよ

III. 基本方針

(社会貢献)

・私たちは、利用者・家族・地域に寄り添いながら、地域社会に貢献していきます。

(人権と尊厳)

- ・私たちは、利用者の人権と尊厳を保持し、心身共に健やかに育成されるよう適切な支援に取り組みます。

(資質の向上)

- ・私たちは、利用者・家族・地域の方々と連携し、共に学び共に成長できるよう、資質の向上に努めます。

(堅実経営)

- ・私たちは、利用者・家族・地域のおかげさまであると感謝と謙虚な気持ちを忘れず、堅実な経営に努めます。

IV. 重点項目(具体的事業内容)

- (1) 障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりに向けた適正なサービス提供と地域づくりの推進
 - ① 児童の発達や療育により一層専念するため、日中一時支援事業を令和7年3月31日付けで終了とする
 - ② 医療的ケア児等を必要とする重症児デイサービス「ひだまり北上☆きらり」の安定的経営に向けた取り組み
 - ③ 自立と共生社会の実現に向け障がい児者が安心して地域で暮らせる地域社会に向けた「質・量とも適正な相談支援体制」の強化
 - ④ 放課後等デイサービス及び児童発達支援は全事業所で実施となったため、一体的な利用の促進と、保育所等訪問支援事業が未実施の施設の、利用開始に向けた取り組み
 - ⑤ 医療・教育・福祉・保健等の専門機関との連携によるエビデンス(根拠)に基づいたサービス提供の推進(医師・教育者・理学療法士・作業療法士・音楽療法士との連携)
 - ⑥ 障害福祉サービス等報酬の改定が実施されることから、内容の正しい理解及び適正なサービス提供に必要な書類等の整備への対応
- (2) 「学びながら働く、働きながら高い専門性を身に着ける」キャリアパス型人材育成の推進
 - ① 支援者としての基盤となる国家資格(保育士・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等)の取得助成並びにそれに準ずる基礎資格(社会福祉主事、介護職員初任者研修)取得助成の実施
 - ② 高度な各障がい等の専門性・先駆性構築のための公・民間機関(全国重症児者デイサービスネットワーク・日本ポーターズ協会・日本自閉症スペクトラム学会等)の人財育成への活用
 - ③ コロナ禍で行ってきたリモート研修の充実と、受講した研修資料及び書籍等を活用した、伝達研修の実施。
 - ④ 福祉介護処遇改善加算に基づき、個々の職員による目標計画と日々の勤務態度等含めた評価による人材育成の強化

⑤ 各種委員会を定期開催することにより情報共有のための内部ネットワーク連携の強化

(3) 地域のニーズを反映したスピーディーな法人経営のための取り組み

- ① 職員採用・定着に向けた働き方改革等業務改善の推進
- ② 中長期経営計画策定委員会を設置し、計画的な事業経営と資金計画の策定
- ③ 法令順守・内部統制・財政状態に基づいた持続可能な法人経営の強化
- ④ 財務規律の強化（公認会計士による監査の実施）
- ⑤ 広報、ホームページ等を活用した法人のブランド化の構築及び透明性のある情報公開の推進

V. 法人運営事業一覧

(1) 児童通所支援事業

(令和6年3月31日現在)

事業所名	事業内容	事業内容(受託・補助事業・他)	定員	職員数
ひだまり江刺岩谷堂 児童課	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	奥州市障がい者等日中一時支援事業	10名	6名
ひだまり江刺第二桜木	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	6名
ひだまり水沢森下 児童課	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	6名
ひだまり水沢駅東	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	7名
ひだまり水沢横町	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	7名
ひだまり胆沢	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	6名
ひだまり北上中央	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	北上市障がい者等日中一時支援事業	10名	8名
ひだまり北上にこっと	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	北上市障がい者等日中一時支援事業	10名	7名
ひだまり水沢☆きらり	児童発達支援事業 放課後等デイサービス		5名	8名 (兼務)
ひだまり北上☆きらり	児童発達支援事業 放課後等デイサービス		5名	7名 (兼務)

(2) 障害者通所支援事業

事業所名	事業内容	事業内容(受託・補助事業・他)	定員	職員数
ひだまり江刺岩谷堂 就労課	就労継続支援B型事業		10名	5名
ひだまり水沢森下 生活介護課	生活介護事業	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	6名

ひだまり水沢☆きらり	生活介護事業		5名	9名 (兼務)
ひだまり北上☆きらり	生活介護事業		5名	7名 (兼務)

(3) 相談支援事業

事業所名	事業内容	事業内容(受託・補助事業・他)	職員数
相談支援事業所ひだまり	障害児・者相談支援事業	奥州市・金ケ崎町障害者及び障害児相談支援事業	2名
相談支援事業所ひだまり北上	障害児・者相談支援事業	北上市・奥州市・金ケ崎町障害者及び障害児相談支援事業	1名

(4) 法人運営事業

事業所名	事業内容	事業内容(受託・補助事業・他)	職員数
法人本部	法人運営事業		7名
職員総数			89名

VI. 法人事業の概要

法人の沿革

平成 18 年 2 月 16 日 特定非営利活動法人地域ふれあいステーションひだまりとして
認証

平成 27 年 4 月 1 日 社会福祉法人岩手ひだまり会として社会福祉法人認可

Ⅱ 事業經營

1.児童通所支援施設

令和6年度ひだまり江刺岩谷堂児童課事業計画書（案）

1. 運営方針

私たちは、利用者が将来、『自分らしく』社会生活を送るために、利用者の身体及び精神の状態、またその置かれている環境を考慮し、適切かつ効果的な支援を行います。

利用者が自己肯定感を高め、笑顔あふれる生活が送れるようお手伝いをします。

2. 運営目的(スローガン)

一人ひとりをよく知り、思いを感じ、共に歩む。家族に寄り添い、支えになる。

3. 重点運営目標

- (1) 関係法令等を遵守し、放課後等デイサービス・児童発達支援ガイドラインに基づき、適切なサービス提供に努めます。
- (2) 幼・保育園、学校、相談支援事業所等と関係性を構築し、連携を図ります。
- (3) 職員は資質向上のため、自己研鑽に努め、専門性の高いサービス提供を目指します。
- (4) 保護者とのより良い信頼関係の構築に努めます。
- (5) 地域行事への参加や、学童保育や幼稚園等との交流を図ります。
- (6) 利用者の安全を守り、安心して過ごせる環境づくりに努めます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 個別支援計画書を基に、将来の自立に向けた生活スキルの習得を支援します。
- (2) 個々の発達や特性に合わせた活動を取り入れ、個別及び集団療育に取り組みます。
- (3) 日々の生活の中で、自己選択・自己決定の機会を設け、自己肯定感が高められるよう支援するとともに、利用者の特性や成長に合わせ、ソーシャルスキルトレーニングを活用し、地域社会で安心して過ごしていけるよう支援します。
- (4) 多様化する家庭環境を考慮し、情報収集に努め、家族に寄り添った支援を行います。
- (5) 様々な社会資源を活用し、体験する機会を提供します。また、地域との結びつきを大切に交流の機会をつくります。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（就労課兼務）	1		(1)	(1)
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	2	3		3
保育士		1		1
指導員				
訪問支援員	1			
計	5	5	(1)	6

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
放課後等デイサービス	304日	4,256人	14.0人	43,143,072円
児童発達支援	288日	144人	0.5人	2,214,000円
日中一時支援	304日	1,520人	5人	3,952,000円
合計		5,920人	19.5人	49,309,072円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4月	個別支援計画書作成、自己目標設定 新年度体制確認	自己紹介、職員紹介
5月	個別面談 環境整備(草刈り等) 利用者ファイル確認	避難訓練 花植
6月	個別面談 利用者ファイル整理	外出
7月	記録等整理	避難訓練、七夕
8月	事業所清掃	昼食会
9月	個別支援会議(前期)・帳票類整理	敬老の日
10月	個別支援計画作成 評価表アンケート実施	避難訓練、ハロウィンパーティー
11月	保護者懇談会	アテルイ芸術祭(出展)
12月	事業所内清掃	クリスマス会
1月	自己評価(職員面談)	避難訓練、正月遊び
2月	個別支援会議(後期)・記録等整理	節分
3月	個別支援計画書作成、帳票類整理 利用者ファイル確認、次年度準備	ひな祭り 卒業・進級を祝う会 ツジヤマガクワークショップ

※ 安全計画の策定

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	事業計画・個別支援計画について	事業計画書の確認 支援計画書、取り組みの確認
5月	虐待防止・人権擁護チェックについて	人権擁護チェック表の内容確認 マニュアルの読み合わせ
6月	ペアレントトレーニングについて	外部研修受講 放デイガイドラインについて確認
7月	熱中症対策・予防について	送迎時の安全確認の取り方 不審者への対応策を資料を基に研修
8月	利用者支援の方法について	リフレーミングについて
9月	ひやりはつの傾向分析と対策検討 危険予知訓練について	1月～8月のひやりはつとを基に話し合い 外部資料使用

10月	AED講習会 交通安全への取り組み	救命救急士による講習会 安全運転のDVD視聴
11月	サービス評価表を基にしたサービス 改善、業務の振り返り	サービス評価表を基に話し合い、業務 の振り返りを行う
12月	嘔吐時の対処法と子供に多い感染症 の種類	嘔吐処理道具の確認、処理方法のシミ ュレーション
1月	メンタルヘルスの基礎知識	アンガーマネジメントについて
2月	一人一研究事業所内発表	発表者による事業所内発表
3月	今年度の振り返り	今年度の振り返りと次年度の目標確認 (各職員から)

(3) 避難訓練・消防(防災)計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、利 用児・者の安全を確保する。 【避難場所 北側駐車場】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導 ※点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)消防用設備等、非常持出袋の点検
7月	夏季における火災発生時の避難誘 導及び初期消火訓練が迅速且つ円 滑にできるようにする。 ※消防署立会 【避難場所 北側駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の確認 (3)通報・消火訓練 (4)消防用設備等、非常持出袋の点検
9月	水害発生時に迅速な避難を行い、利 用児・者の安全を確保する。 【避難場所 ①事業所2階】 【避難場所 ②江刺支所】	北上川氾濫による災害規模を想定した避難誘 導 ※状況に応じた指示に従い避難場所に集合 (指定避難場所の確認) ※点検作業・訓練 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)消防用設備等、非常持出袋の点検 (4)情報収集方法の確認
10月	A E D及び心肺蘇生法等の訓練を 行い、利用児・者の安全の確保をす る。 【消防署依頼】(他事業所合同)	心肺停止及び急病等容態異変時の救急通報及 びその対処法の訓練 1. A E D操作訓練・心肺蘇生法・応急処置の 訓練、救急通報訓練等 2. A E D機器の点検
1月	冬季における地震からの火災発生 時の避難誘導及び初期消火訓練が 迅速且つ円滑にできるようにする。	地震からの火災発生を想定した初期消火訓練 及び避難誘導訓練 ※点検作業・訓練

	【避難場所 北側駐車場】	(1) 消火器の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 通報・消火訓練 (4) 消防用設備等、非常持出袋の点検
--	--------------	---

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成 21 年 11 月 1 日、『ひだまり江刺』として開設する。
(障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス事業所)
- *平成 21 年 11 月 1 日、奥州市『日中一時支援事業』受託。
- *平成 24 年 4 月 1 日、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに変更。
- *平成 27 年 4 月 1 日、社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる。
- *平成 27 年 11 月 29 日、江刺区八日町一丁目 9-37 より現所在地へ移転。
- *平成 28 年 9 月 1 日、多機能型事業所として就労継続支援 B 型事業開始。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり江刺岩谷堂
所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字橋本 222 番 3

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障害児
- ・利用定員 10 名（児童発達支援と併せて）
- ・営業日 毎日（但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前 10 時から午後 6 時まで
土曜、祝日 午前 10 時から午後 4 時まで

② 児童発達支援事業

- ・対象者 障害児（未就学児）
- ・利用定員 10 名（放課後等デイサービスと併せて）
- ・営業日 月曜日から土曜日
（但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前 10 時から午後 6 時まで
土曜 午前 10 時から午後 4 時まで

③ 日中一時支援事業

- ・対象者 障害児・者
- ・利用定員 なし
- ・営業日 毎日（但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）

- ・ 営業時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時まで
土曜、祝日、午前10時から午後4時まで
*予約があれば時間外についても対応

④ 就労継続支援B型事業

- ・ 対象者 厚労省令で定める障害者
- ・ 利用定員 10名
- ・ 営業日 月曜日から金曜日（土・日・祝休業）
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日
までを除く）
- ・ 営業時間 午前9時から午後6時まで

令和6年度ひだまり江刺第二桜木事業計画書（案）

1. 運営方針

ひだまり江刺第二桜木の放課後等デイサービス支援事業では、奥州地区（江刺地区を主に）小・中学校の児童、また支援学校の小学部から高等部までの児童を中心に、社会スキルの習得に取り組みます。また、個別でのスキル指導、小集団でのコミュニケーションスキル、将来を見据えて就労に向けた支援を行います。

児童発達支援事業では奥州地区（江刺地区を主に）の未就学児を対象に、地域社会で生活出来るよう個別または小集団での療育・支援を行います。

笑顔のある事業所、利用者・保護者に信頼される事業所になるように努めます。

2. 運営目的(スローガン)

- ・よい笑顔、よい言葉、よい心、ひとりひとりを尊重し可能性を信じる
- ・日常的な生活能力の向上を目指す活動を優先して行う。
- ・利用者・保護者に信頼される職員に、安心して過ごせる事業所に

3. 重点運営目標

- (1) 関係法令及び放課後等デイサービスガイドラインに基づき、適切なサービスの提供を行います。
- (2) 障がい者虐待防止法に基づき、利用者一人ひとりに寄り添った支援を行うと共に安心できる環境作りを提供します。
- (3) 利用者1人ひとりのライフステージに応じたスキル獲得の支援に努めます。
- (4) 家族の相談や要望、苦情に耳を傾け、サービスの向上に努めます。
- (5) 利用者の安全に配慮し、環境整備・安全運転に努めます。
- (6) 地域又は学童保育もしくは幼稚園等との連携を図ります。
- (7) 感染症や自然災害が発生した場合に備え、業務継続計画(BCP)作成に向けて取り組みます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 利用者・保護者のニーズに基づき、個別支援計画を作成し、目標実現に努めます。適切に評価、見直しを行います。
- (2) 一人ひとりの個性を大切にエンパワメントの視点で療育を行います。
- (3) 活動や小集団でのコミュニケーションスキル、地域での社会体験の機会を設け将来へ繋がる支援に努めます。
- (4) 関係機関との連携を行い、統一した支援の実現に努めます。
- (5) 保護者の声に耳を傾け丁寧に対応します。また、必要な情報を発信します。
- (6) 未就学児を対象とし、地域社会で生活出来るよう個別又は集団での療育を行います。
- (7) 未就学児及び就学児を対象とし、必要に応じその児童が集団生活を営む施設での集団適応に向けた細やかな専門性の高い支援を行います。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長 (児童発達支援管理責任者兼務)	1	1	(1)	1 (1)
児童発達支援管理責任者	1			
児童指導員	2	2		2
保育士		2		2
訪問支援員	1	1	(1)	1 (1)
指導員				
計	5	6	(2)	6 (2)

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
放課後等デイサービス	304日	3,040人	10.0人	34,625,600円
児童発達支援	289日	115人	0.4人	1,560,090円
保育所等訪問支援	239日	5人	0.02人	51,750円
日中一時支援	304日	456人	1.5人	912,000円
合計		3,616人	11.92人	37,149,440円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4月	職員役割分担・個別支援計画書作成	入学・進級祝い・お花見
5月	帳票類整備	社会体験学習(買い物)花壇整備
6月	保護者個別面談・地域清掃活動	地域清掃
7月	帳票類整備	共同制作・社会体験学習(外食)
8月	事業所内清掃・環境整備	夏祭り・社会体験学習(外出)
9月	モニタリング会議(前期分)	非常食体験・敬老の日(制作)
10月	個別支援計画書作成	紅葉狩り・ハロウィンパーティー
11月	保護者懇談会・帳票類整備	社会体験学習(買い物)
12月	年末事業所内清掃	クリスマス会・クリーン作戦
1月	帳票類整備	正月行事(書初め)・初詣
2月	モニタリング会議(後期分)	節分・バレンタイン制作
3月	個別支援計画書作成	卒業祝い・ひな祭り

(2) 職場内研修

月	目 標	内 容
4月	事業計画説明について 連絡帳の書き方について	事業運営・目標・取り組み マニュアル・ガイドラインの確認
5月	放課後等デイサービス・児童発達支援 事業・保育所等訪問支援事業・日中一時 支援事業について	契約書・重要事項説明書・サービス形態の 概要説明職員研修
6月	リスクマネジメントについて	事故防止と事故発生時の対応研修
7月	虐待防止 身体拘束について	虐待防止マニュアルの確認 身体拘束を行わないようにする為の確認
8月	非常災害対策について	避難場所や対策・対応・防災グッズの確認
9月	個別支援計画について	個別支援計画作成・モニタリングの取組 み・流れについて
10月	感染予防について	感染予防マニュアル・事業所内での取組み
11月	交通事故防止について	交通安全思想・運転の心構え・交通規則・ 車輛整備（点検）
12月	障がい者の理解と対応	障がい者の特性を学び理解する
1月	利用者支援研修・家族支援	専門的な支援・家族へ出来る支援
2月	接遇について	利用者・保護者への対応
3月	職員間のチーム作り・関係機関の連携	組織・チームワーク・関係機関との連携

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
4月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用 児・者の安全を確保する。 【避難場所：事業所駐車場】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘 導 【発生時刻 11：35】 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用者名簿確認 (4)非常持出の点検 (5)地震発生時の避難・対応
7月	夏季における火災発生時の避難誘導 及び初期消火訓練が迅速且つ円滑に できるようにする。 【避難場所：事業所駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓 練 【発生時刻 15：30】 (1)消火器の点検 （設置場所・消火器の使い方の周知） (2)避難経路の点検 (3)通報訓練

9月	<p>水害発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。</p> <p>【避難場所：江刺総合支所】</p> <p>※避難後保護者に無事避難報告連絡</p>	<p>北上川氾濫による災害を想定した避難誘導</p> <p>【発生時刻 11：00】</p> <p>1. 状況に応じた指示に従い避難場所に集合 (洪水時の避難確保計画参照)</p> <p>2. 点検作業</p> <p>(1) 危険個所の点検</p> <p>(2) 避難経路の確認</p> <p>(3) 利用者名簿確認</p> <p>(4) 非常持出の点検</p> <p>(5) 情報収集の確認</p>
10月	<p>AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、利用児・者の安全の確保をする。</p> <p>※職員対象</p> <p>【消防署依頼】</p>	<p>心肺停止及び急病等容体異変時の救急通報及びその対処法の訓練</p> <p>1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報訓練等</p> <p>2. AED機器の点検</p>
2月	<p>冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。</p> <p>【避難場所：事業所駐車場】</p>	<p>地震からの火災発生時を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練</p> <p>【発生時刻 15：15】</p> <p>(1) 消火器の点検 (設置場所・消火器の使い方)</p> <p>(2) 避難経路の点検</p> <p>(3) 通報訓練</p>

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成28年4月1日 『ひだまり江刺桜木第二桜木』として開設する
(児童福祉法に基づく指定児童デイサービス事業所)
- *平成28年4月1日 奥州市より『日中一時支援事業』の委託を受ける。
- *平成28年4月1日 金ケ崎町より『日中一時支援事業』の委託を受ける。
- *令和3年9月1日 『多機能型事業所』となる。

(2) 事業所の名称及び所在地

- 名称 ひだまり江刺第二桜木
- 所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字境畑 68 番地 1

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障害児
- ・利用定員 10名（児童発達支援と合わせて）
- ・営業日 月曜日から土曜日、祝日
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日午前10時から午後6時まで
土曜、祝日10時から午後4時まで。

② 児童発達支援事業

- ・対象者 障害児（未就学児）
- ・利用定員 10名（放課後等デイサービスと合わせて）
- ・営業日 月曜日から土曜日
（但し、祝日及び8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜日 午前10時から午後4時まで

③ 保育所等訪問支援事業

- ・営業日 月曜日から金曜日
（但し、祝日及び8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 午前10時から午後4時まで

④ 日中一時支援事業

- ・対象者 障害児
- ・利用定員 なし
- ・営業日 月曜日から土曜日、祝日
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から土曜日 午前7時30分から午後6時まで

令和6年度ひだまり水沢森下児童課事業計画書（案）

1. 運営方針

利用児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することが出来るよう、効果的な指導及び訓練を行います。また、他機関（行政、学校、相談支援事業所等）と連携を図り、本人を中心とした支援に努めます。

2. 運営目的（スローガン）

「安全、安心、信頼」の構築に向けて努力する

3. 重点運営目標

- (1) 法人の基本理念・基本方針に従い、利用児に対し質の高いサービスが出来るよう研修会等に参加し専門知識を高めます。
- (2) 新しいサービス内容の情報収集に努め、保護者にも伝達し共有を図ります。
- (3) 職員は常に「安全、安心、信頼」を意識し、利用児にとって安全に楽しく過ごせる環境整備に取り組みます。
- (4) 地域及び福祉関係機関や、学童保育所、幼・保育園等との連携を図ります。
- (5) 感染症や自然災害が発生した場合に備え、業務継続計画（BCP）に基づき取り組みます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 就学前児童の早期療育支援を行い、幼・保育園等や学校との情報交換及び連携を図り利用者の選択の機会を確保します。
- (2) 個々の特性に応じた遊びや活動を個別に計画し実施します。
- (3) 様々な社会資源を利用することにより社会経験の幅を広げるよう努めます。
- (4) 集団での過ごし方、その中での自分の役割を意識づけられるよう支援します。
- (5) 様々な活動プログラムを用意し、余暇の充実を図ります。
- (6) 将来地域の中で生活していけるよう、個別活動と集団活動を組み合わせ計画し自己肯定感を高められるよう支援します。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（生活課兼務）	1	1	(1)	1
児童課長・児童発達支援 管理責任者	1	1	(1)	1
児童指導員	2	4		4
保育士		1		1
指導員				
訪問支援員	1			
計	5	7	(2)	7

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
放課後等デイサービス	304日	3,587人	11.8人	40,174,400円
児童発達支援	289日	139人	0.48人	1,807,000円
訪問支援	239日	14人	0.06人	150,000円
日中一時支援	304日	638人	2.1人	1,467,400円
合計		4,378人	14.44人	43,598,800円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業務	行事・活動
4月	個別支援計画書作成	社会適応訓練（ルールの確認） レク活動（ドライブお花見）
5月	避難訓練（地震） 保護者個別面談	創作活動（母の日の制作）
6月	保護者個別面談	創作活動（父の日の制作）
7月	避難訓練（火災）	日常生活訓練（夏休みの目標） 季節行事（七夕祭り）
8月	環境整備月間	レク活動（外遊び） 日常生活訓練（夏休みの反省）
9月	避難訓練（水害） モニタリング会議（前期分）	社会適応訓練（地域交流寿水荘訪問）
10月	放課後等デイサービス評価表配布 個別支援計画書作成	季節行事（ハロウィンパーティー）
11月	保護者懇談会（評価表結果報告）	社会適応訓練（秋の散策）
12月	年度末事業所内掃除月間	季節行事（クリスマス会） 日常生活訓練（年度末事業所内掃除）
1月	避難訓練（火災）	季節行事（書初め・みずき飾り）
2月	一人一研究 モニタリング会議（後期分）	季節行験（節分）
3月	個別支援計画書作成 新年度準備	季節行事（ひなまつり） 日常生活訓練（進級・卒業を祝う会）

(2) 職場内研修

月	テーマ	内容
4月	令和5年度森下事業計画について 事業所内整備（ルール等）	読み合わせを実施し共通理解を深める

5月	昨年度の「ひやりはっと」について検証	「ひやりはっと」について傾向と対応策について検証
6月	非常災害対策について ティーチャーズトレーニング	防火対応マニュアルの読み合わせ 実際に対象者をあげ、検討する
7月	虐待防止・身体拘束について	障がい者虐待の防止と対応の手引きを基に、身体拘束の意味を周知
8月	安全・リスクマネジメント ①感染症・食中毒とその対応 ②施設の安全管理・環境整備について	担当職員が資料を用意し、職員に周知 活動対策、事故防止対策、危険予知
9月	接遇について	参考資料を用意し実施
10月	メンタルヘルスの基礎知識	参考資料を用意し実施
11月	交通事故防止、事故時の対応について (冬道での事故回避、交通事故防止の対応)	マニュアルの読み合わせ
12月	施設内の安全管理・環境整備について	施設内点検 環境の見直し、改善の提案
1月	サービス評価表について	アンケートを用意し実施、ガイドラインの周知
2月	一人一研究に向けて	発表者による発表練習実施
3月	一年間のまとめと振り返り (アセスメントの見直し)	後期のモニタリング 来年度への計画

8. 防災訓練計画

※生活介護課と合同での実施

月	重点目標	想定	避難移動	訓練、作業
5月	迅速な避難、通報	東日本大地震 (震度7) 11:30	日直の状況に応じた 指示に従い避難場所 に集合	(1)危険個所の点検 (2)避難口の確認
7月	迅速な避難、通報 消火訓練	1階多目的室 付近より出火 11:30	日直の状況に応じた 指示に従い避難場所 に集合	(1)初期消火訓練 (2)非常持出
9月	迅速な避難、通報	大雨による水害・ 土砂災害 11:30	日直の状況に応じた 指示に従い避難場所 に集合	(1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認
1月	迅速な避難、通報	2階台所より 出火 11:30	日直の状況に応じた 指示に従い避難場所 に集合	(1)危険個所の点検 (2)非常持出

※AED（心肺蘇生法）は法人内他事業所と合同で行う。

※火災及び地震、水害並びに土砂災害発生時の対応については、防災マニュアルによる。

9. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

平成 20 年 6 月 1 日、児童デイサービス事業所「ひだまり」の分園として開設し、平成 21 年 9 月 1 日、「ひだまり水沢」と名称変更する。同時期に奥州市より「障がい者地域活動支援センター」の委託を受け『地域活動支援センター水沢』を開設する。

平成 24 年 3 月 1 日より「障がい者地域活動支援センター」から「生活介護事業所」として事業変更するにあたり、児童デイサービス事業と生活介護事業を一体的に運営する多機能型の事業所としてスタートする。児童デイサービス事業は、児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から放課後等デイサービス事業に変更。

平成 27 年 4 月 1 日より社会福祉法人岩手ひだまり会が事業を引き継ぎ運営となる。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり水沢森下（多機能型事業所）
所在地 岩手県奥州市水沢字森下 88 番地

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障害児
- ・利用定員 10 名（児童発達支援事業と合わせて）
- ・営業日 月曜日から土曜日（但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前 10 時から午後 6 時まで
土曜日、祝日 午前 10 時から午後 4 時まで

② 児童発達支援事業

- ・対象者 障害児（未就学児）
- ・利用定員 10 名（放課後等デイサービス事業と合わせて）
- ・営業日 月曜日から土曜日
（但し、祝日及び 8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）
- ・営業時間 午前 10 時から午後 6 時まで

③ 保育所等訪問支援事業

- ・営業日 月曜日から金曜日
（但し、祝日及び 8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）
- ・営業時間 午前 10 時から午後 4 時まで

④ 日中一時支援事業

- ・対象者 障害児・者
- ・利用定員 なし

- ・ 営業日 月曜日から土曜日（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
 - ・ 営業時間 月曜日から金曜日 午前7時から午後6時まで
土曜日、祝日 午前10時から午後4時まで
- *上記以外は要相談

令和6年度ひだまり水沢駅東事業計画書（案）

1. 運営方針

利用者が生活能力の向上の為に基本的日常生活動作を習得し、集団生活に適応することが出来るよう、適切かつ効果的な支援を行います。また、地域との交流を図り、様々な体験を通して術を知り、将来の自立生活や豊かな生活を迎えられるようお手伝いします。

2. 運営目的(スローガン)

心の声に耳を傾け、サインに気付く ～あふれる笑顔～

3. 重点運営目標

- (1) 関係法令等を遵守し、放課後等デイサービスガイドラインに基づき、適切なサービスの提供に努めます。
- (2) 将来を見据え、利用者の立場に立った必要な支援、環境作りに努めます。
- (3) 保護者や関係機関との連携を図ります。
- (4) 職員間で共通認識を持ち、統一した支援に努めます。
- (5) 地域及び学童保育所、幼稚園等との交流に努めます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 個別支援計画書を基に、自立に向けた生活に適応することが出来るよう支援します。
- (2) 発達過程や特性に応じて、個別及び集団の活動を組み合わせ支援します。
- (3) 自己選択・自己決定を引き出すよう、コミュニケーション能力の向上に努めます。
- (4) 保護者との信頼関係を深め、関係機関と連携を図りながら、家族支援に努めます。
- (5) 利用者をよく観察し、行動からのサインに気付き、安定した気持ちで過ごせるよう効果的な支援を提供します。
- (6) 生活能力の向上の為に必要な訓練を行い、利用者が地域で安心して暮らせるよう、様々な行事を通して、地域の方との交流の場を作ります。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（管理者・保育士）	1	1	(1)	1 (1)
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	2	1		1
保育士		2		2
訪問支援員（児童指導員）	1	1	(1)	1(1)
指導員		1		1
計	5	7	(2)	7(2)

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
放課後等デイサービス	304日	3,040人	10.0人	34,634,720円
児童発達支援	289日	0人	0人	0円
保育所等訪問支援	239日	5人	0.02人	51,750円
日中一時支援	304日	1,520人	5人	3,231,520円
合計		4,565人	15.02人	37,917,990円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業務	行事
4月	個別支援計画書作成 事業所内清掃・整備	お花見 進級を祝う会
5月	保護者面談	外出 花植え
6月	保護者面談 利用者ファイル整理	外出 体育館
7月	利用者ファイル整理	七夕祭り 買い物体験
8月	事業所清掃・整備	外出 スイカ割り 水遊び
9月	個別支援会議(前期)・個別支援計画書作成	非常食体験 敬老の日(制作:プレゼント)
10月	評価表アンケート実施	紅葉狩り ハロウィンパーティー 体育館 地区祭り参加(作品)
11月	保護者懇談会	買い物体験 花の整備 芸術祭参加(作品)
12月	事業所内清掃・整備	クリスマス会 クリーン作戦
1月	帳簿類整理	初詣 正月遊び 野鳥見学 雪遊び
2月	個別支援会議(後期)	外出 節分
3月	個別支援計画書作成	外出 ひな祭り 卒業を祝う会

(2) 職場内研修

月	テーマ	内容
4月	事業計画 個別支援計画 保護者との連携(連絡帳の書き方)	事業計画書 個別支援計画に基づき説明 新人職員研修資料
5月	防犯対応 加算 配置基準について	不審者への対応の確認と実践(マニュアル) 資料に基づいて確認
6月	感染症・食中毒と予防	吐瀉物処理の実践 熱中症への対応策
7月	他事業所・学校・他施設等の見学	他施設等を訪問し、支援方法等を学ぶ
8月	支援の在り方について①	支援ツール・グッズの見直しと作成
9月	交通事故防止について	マニュアルの確認・危険予知確認
10月	緊急時対応について	AED操作、心肺蘇生法の実践

11月	サービス評価表（保護者）振り返り	アンケートの分析と対応策を考える
12月	メンタルヘルスについて	資料に基づいて実施
1月	虐待防止・身体拘束について	資料に基づいて実施
2月	支援の在り方について② 障がい者スポーツについて	応用行動分析（事例検討） 資料に基づいて実施
3月	接遇	電話対応の仕方など（資料）

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。 【避難場所 事業所内/駐車場】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導 【発生時刻 15:30】 ※点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用者名簿確認 (4)消防用設備等、非常持出の点検
7月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所 駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 【発生時刻 11:30】 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検 (3)通報訓練 (4)消防用設備等、非常持出の点検
9月	水害発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。 【避難場所 ①事業所2階】 【避難場所 ②常盤地区センター】	北上川氾濫による災害規模を想定した避難誘導【発生時刻 15:30】 1.状況に応じた指示に従い避難場所に集合（指定避難場所の確認） 2.点検作業・訓練 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用者名簿確認 (4)現状報告訓練 (5)消防用設備等、非常持出の点検
10月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、利用児・者の安全の確保をする。 【消防署依頼】（他事業所合同）	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報金連 2. AED機器の点検

1月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所 駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 【発生時刻 15:30】 ※点検作業・訓練 (1) 消火器の点検 (2) 避難経路の点検 (3) 通報訓練 (4) 消防用設備等、非常持出の点検
----	---	---

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成23年7月11日 『第二ひだまり水沢』として開設する
(障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス事業所)
- *平成23年7月11日 奥州市より『日中一時支援事業』の委託を受ける
- *平成24年3月19日 金ヶ崎町より『日中一時支援事業』の委託を受ける
- *平成24年4月1日 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに変更
- *平成27年4月1日 社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる
- *平成29年4月16日 水沢区東大通り二丁目4番3号から現所在地へ移転
- *令和3年9月1日 多機能型事業所となる

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり水沢駅東
所在地 岩手県奥州市水沢台町1番43号

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障害児
- ・利用定員 10名（児童発達支援と合わせて）
- ・営業日 毎日（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜日、祝日 午前10時から午後4時まで

② 児童発達支援事業

- ・対象者 障害児（未就学児）
- ・利用定員 10名（放課後等デイサービスと合わせて）
- ・営業日 月曜日から土曜日
（但し、祝日及び8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜日 午前10時から午後4時まで

③ 保育所等訪問支援事業

- ・ 営業日 月曜日から金曜日
(但し、祝日及び8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
- ・ 営業時間 午前10時から午後4時まで

④ 日中一時支援事業

- ・ 対象者 障害児・者
 - ・ 利用定員 なし
 - ・ 営業日 毎日 (但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
 - ・ 営業時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時まで
土曜日、祝日 午前10時から午後4時まで
- * 予約があれば時間外についても対応

令和6年度ひだまり水沢横町事業計画書（案）

1. 運営方針

- ・利用者一人ひとりの発達過程や特性、適応行動の状況を理解し、個別活動やグループ活動を通して個々の状況に応じた計画（個別支援計画）に沿って発達支援を行います。
- ・人権尊重を旨とし、自己選択・自己決定支援を丁寧に行います。
- ・保護者との信頼関係を築き、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努めます。
- ・児童発達支援事業では奥州地区の未就学児を対象に地域社会で生活出来るよう個別または小集団での療育・支援を行います。

2. 運営目的(スローガン)

安全・安心・信頼・笑顔あふれる事業所に

3. 重点運営目標

- (1) 関係法令及び放課後等デイサービスガイドラインに基づき、適切なサービスの提供を行います。
- (2) 利用者一人ひとりに寄り添った支援を行うと共に安心できる環境作りを提供します。
- (3) 家族の相談や要望、苦情に耳を傾け、親支援にも努めます。
- (4) 利用者の安全に配慮し、環境整備・安全運転に努めます。
- (5) 地域又は学童保育所、幼稚園等との連携を図ります。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 日常生活における基本的動作の習得と自立を目指します。
- (2) 集団生活を通して、コミュニケーションスキルを伸ばします。
- (3) 個々の特性に応じた指導や訓練の実施（個別支援）に努めます。
- (4) 個別支援計画は本人の意思を尊重し、本人と保護者及び事業所の三者で協議し策定します。また学校や相談員等関係機関との連携を図ります。(適切なサービス提供)
- (5) 地域社会資源を活用した活動を取り入れ、社会との連携交流を図ります。
- (6) 未就学児及び就学児を対象とし、必要に応じその児童が集団生活を営む施設での集団適応に向けた細やかな専門性の高い支援を行います。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長 (児童発達支援管理責任者)	1	1	(1)	1 (1)
児童発達支援管理責任者	1			
児童指導員	2	1		1
保育士		2		2
指導員				
訪問支援員 (保育士)	1	1	(1)	1 (1)
児童指導員 (パート)		1		1
計	5	6	(2)	6 (2)

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
放課後等デイサービス	304日	3,040人	10.0人	33,798,720円
児童発達支援	289日	58人	0.2人	793,440円
保育所等訪問支援	239日	5人	0.02人	51,750円
日中一時支援	304日	304人	1.0人	955,472円
合計		3,407人	11.22人	35,599,382円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4月	職員役割分担・個別支援計画書作成	自己紹介(発表) お花見
5月	帳票類整備・職員面談(前半) 一人一研究への取り組み開始	お花を育てよう おやつ作り
6月	保護者個別面談・地域清掃活動	共同壁画制作 クリーン作戦(地域)
7月	事業所外環境整備 災害時持ち出しバック点検・名簿確認	七夕祭り 昼食会
8月	事業所内清掃・環境整備	水遊び 夏祭り
9月	モニタリング(前期)	非常食体験 敬老の日(制作)
10月	モニタリング・個別支援計画書作成	紅葉狩り ハロウィンパーティー
11月	帳簿整理 災害時持ち出しバック点検・名簿確認	外出 買い物体験
12月	事業所内掃除(整理・整頓)	クリスマス会 クリーン作戦
1月	帳票類整備・一人一研究取り組み確認	初詣 正月遊び
2月	一人一研究/モニタリング(後期)	節分 バレンタイン制作
3月	モニタリング作成・職員面談(後半)	ひな祭り 卒業を祝う会

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	事業計画について 感染症拡大防止について	事業運営・取り組み 感染予防マニュアル・事業所内での取り組み
5月	放課後等デイサービス・児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業・日中一時支援事業について	契約書・重要事項説明書・サービス形態の概要・各ガイドラインの確認
6月	接遇について	利用者・保護者への対応
7月	非常災害対策について	避難場所や対策・対応・防災グッズの確認
8月	虐待防止 身体拘束について	虐待防止マニュアル 身体拘束を行わない支援とは
9月	個別支援計画・モニタリングについて	個別支援計画作成・モニタリングの取り組み・流れについて
10月	リスクマネジメントについて AED 講習	事故防止と事故発生時の対応 消防署員による講習
11月	交通事故防止について	交通安全思想・運転の心得・交通規則・車両整備（点検）
12月	障がい理解	障がい特性を学ぶ
1月	利用者支援・家族支援	専門的な支援・家族理解とその支援
2月	職員間のチーム作り・関係機関の連携	組織・チームワーク・関係機関との連携
3月	今年度の振り返り	今年度の成果と課題

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、 利用児の安全を確保する。 【避難場所：事業所向い職員駐車場】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導 【発生時刻 15 時 35 分】 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 利用者名簿確認 (4) 非常持出の点検 (5) 地震発生時の避難・対応
7月	夏季における火災発生時の避難誘導及び 初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるよう にする。 【避難場所：事業所向い職員駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 【発生時刻 11 時 20 分】 (1) 消火器の点検 （設置場所・消火器の使い方の周知） (2) 避難経路の点検 (3) 通報訓練

9月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用児の安全を確保する。その後の火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所：事業所向い職員駐車場】	宮城県沖地震の災害からの火災発生時の初期消火訓練及び避難訓練 【発生時刻 15時 15分】 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用者名簿確認 (4)非常持出の点検 (5)情報収集の確認 (6)消火器の点検 (設置場所・消火器の使い方) (7)通報訓練
10月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、利用児の安全の確保をする。 【水沢・胆沢地区職員合同(消防署依頼)】	心肺停止及び急病等容態急変時の救急通報及びその対処法の訓練 (1)AED操作訓練・心肺蘇生法・応急処置の訓練、救急通報訓練等 (2)AED機器の点検
3月	火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所：事業所向い職員駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 【発生時刻 11時 20分】 (2)消火器の点検 (設置場所・消火器の使い方の周知) (2)避難経路の点検 (3)通報訓練

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成 25 年 9 月 1 日 「第 3 ひだまり水沢」として開設
(児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービス事業所)
- *平成 25 年 9 月 17 日 奥州市「日中一時支援事業」受託
- *平成 25 年 10 月 1 日 金ヶ崎町「日中一時支援事業」受託
- *平成 27 年 4 月 1 日 社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる
「ひだまり水沢横町」に名称変更
- *令和 3 年 9 月 1 日 「多機能型事業所」となる

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり水沢横町
所在地 岩手県奥州市水沢字横町 210 番地

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障がい児
- ・利用定員 10名（児童発達支援と合わせて）
- ・営業日 月曜日から土曜日、祝日
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜日、祝日 午前10時から午後4時まで

② 児童発達支援事業

- ・対象者 障がい児（未就学児）
- ・利用定員 10名（放課後等デイサービスと合わせて）
- ・営業日 月曜日から土曜日
（但し、祝日及び8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜日 午前10時から午後4時まで

③ 保育所等訪問支援事業

- ・営業日 月曜日から金曜日
（但し、祝日及び8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 午前10時から午後4時まで

④ 日中一時支援事業

- ・対象者 障害児
- ・利用定員 なし
- ・営業日 月曜日から土曜日、祝日
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から土曜日、祝日 午前7時30分から午後6時まで

令和6年度ひだまり胆沢事業計画書（案）

1. 運営方針

利用者様が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行います。また、互いにのびのびとした環境で過ごし、将来を見越して社会性を身につけることができるよう支援の提供に努めます。

2. 運営目的(スローガン)

自分らしくのびのびと

3. 重点運営目標

- (1) 関係法令等を遵守し、放課後等デイサービスガイドライン・児童発達支援ガイドラインに基づき運営を行います。
- (2) 保護者及び各関係機関との信頼関係の構築を図り、利用者及び家族に寄り添ったサービスの提供に努めます。
- (3) 福祉の道を志すきっかけとなった気持ちを大切に、福祉に携わる者として人に学び共に成長し、感謝の気持ちが利用者支援に繋がるよう心掛けていきます。
- (4) 業務を計画的、効率的に実行していくために、職員の融和を図り連携体制の構築を推進していきます。
- (5) 感染症状況を確認し、地域又は学童保育もしくは幼稚園等との交流の場を設けていきます。
- (6) 感染症や自然災害が発生した場合に備え、業務継続計画(BCP)に基づいて取り組みます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 「人に褒められること」「人の役に立つこと」「人から必要とされること」を日常生活から学び、自尊心や主体性を育てつつ自己肯定感を高めることが出来るよう支援の提供を行います。
- (2) 利用児及び家族のニーズ、発達の特長や過程に配慮しながら個別又集団における活動を組み合わせた支援の提供を行います。
- (3) 利用児が安心して過ごせる場の提供に努めます。
- (4) 保護者、各関係機関との連携を密にし、一貫性のある支援の提供に努めます。
- (5) 利用児が地域で安心して暮らせるよう地域の方々との交流の場を設けます。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（管理者）	1		1	1
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	2	1.6	0.8	2.4
保育士				
指導員		1		1
訪問支援員	1	0.8	1	0.8
計	5	4.4	2.8	6.2

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
放課後等デイサービス	304日	2,600人	8.4人	26,000,000円
児童発達支援	293日	140人	0.5人	1,400,000円
保育所等訪問支援	243日	10人	0.04人	100,000円
日中一時支援	308日	500人	1.5	1,400,000円
合計	308日	3,250人	10.4	28,900,000円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業務	行事
4月	個別支援確認 職員役割分担	入学・進級を祝う会 避難訓練(地震)
5月	帳票類整理 利用者ファイル整理	子どもの日 母の日 おやつ作り
6月	自己目標申告 保護者面談	父の日 買い物外出
7月	面談報告 利用者ファイル整理	昼食作り 七夕 避難訓練(火災)
8月	保護者懇談会 個別支援会議準備	夏祭り カラオケ外出
9月	モニタリング会議(前期)	防災の日 非常食体験 敬老の日
10月	個別支援計画書作成	ハロウィン 共同制作
11月	帳簿類整理(説明、確認) サービス評価用アンケート配布	紅葉狩り 芸術祭等へ出展
12月	事業所清掃	クリスマス会 買い物外出
1月	自己申告書報告 個別支援会議準備	初詣 みずき飾り 避難訓練(火災)
2月	モニタリング会議(後期)	節分 おやつ作り
3月	個別支援計画書作成、説明	ひな祭り 卒業を祝う会

(2) 職場内研修

月	テーマ	内容
4月	運営方針、事業計画 放課後等デイサービス、保育所等訪問、児童発達支援の役割	事業計画 放課後等デイサービス、保育所等訪問、児童発達支援、ガイドラインの確認
5月	個別支援計画について	PDCAサイクルの確認、各記録の留意事項
6月	人権擁護、虐待防止、行動制限について	自己チェック表、虐待防止マニュアル等手引きにより確認 制限対象者の要件
7月	災害、防災について 緊急時対応について	消火器の使用方法 災害発生時における福祉避難所の設置運営について マニュアル確認
8月	衛生管理と熱中症対策	吐物の処理、熱中症予防マニュアル確認
9月	リスクマネジメント	ひやり・はっとの検証と対応策
10月	一研究に向けて	一人一研究の趣旨と流れ

11月	自主研修発表	自己啓発のための自主研修発表
12月	交通事故防止	事故防止策と事故等の対応手順
1月	接遇について	利用者・保護者への対応
2月	利用者支援について	障がいの特性と理解
3月	事業報告、計画検討	今年度のまとめと次年度への計画

(3) 避難訓練・消防（防災）計画 (胆沢総合支所訓練時に参加)

月	計 画	内 容
4月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。 【避難場所：庁舎南側】	大震災規模の災害を想定した避難誘導 1. 点検作業 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 利用者名簿確認 (4) 非常持出・避難誘導灯の点検
7月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所：庁舎南側】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 1. 点検作業・訓練 (1) 消火器の点検 (2) 消火器使用手順確認 (3) 通報訓練 (4) 非常持出・避難誘導灯の点検
9月	水害時の確認	国土交通省の防災カードゲーム (1) 水害等が起きた際気をつけることを確認 (2) 胆沢総合支所担当者より情報収集の方法確認
10月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、利用児・者の安全の確保をする。 【消防署依頼】	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報訓練
1月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所：庁舎南側】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 1. 点検作業・訓練 (1) 消火器の点検 (2) 消火器使用手順確認 (3) 通報訓練 (4) 非常持出・避難誘導灯の点検

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

*平成 29年 11月 1日 『ひだまり胆沢』として開設。

(児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービス事業所)

*平成 29年 11月 1日 奥州市『日中一時支援事業』受託

*令和 3年 9月 1日 多機能型事業所となる。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり胆沢

所在地 岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地 270 番地

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障がい児
- ・利用定員 10 名（児童発達支援と合わせて）
- ・営業日 月曜日から土曜日（日曜日休業）
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜日、祝日 午前10時から午後4時まで

② 児童発達支援事業

- ・対象者 障がい児（未就学児）
- ・利用定員 10 名（放課後等デイサービスと合わせて）
- ・営業日 月曜日から土曜日（日曜日・祝日休業）
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜日 午前10時から午後4時まで

③ 保育所等訪問支援事業

- ・営業日 月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日休業）
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後4時まで

④ 日中一時支援事業

- ・対象者 障がい児・者
- ・利用定員 なし
- ・営業日 月曜日から土曜日
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時まで
土曜日、祝日 午前10時から午後4時まで
* 予約があれば、時間外についても対応

令和6年度 ひだまり北上中央事業計画書（案）

1. 運営方針

障害児が日常生活に必要な基本的動作を身につけ、生活能力の向上が図られるよう個別・集団活動を組み合わせ、子ども同士、職員、地域社会との交流等を通じて本人・家族の立場に立って支援します。

2. 運営目標(スローガン)

むずかしいことをやさしく やさしいことをふかく ふかいことをおもしろく

3. 重点運営目標

- (1) 利用者の安心と安全及び権利擁護を第一に、個人を尊重した支援に努めます。
- (2) 家族等からの相談や要望、苦情等に迅速・公正に対応するとともに、サービス自己評価や保護者アンケートの結果を公表してサービスの質の向上を図ります。
- (3) 職員の人権意識を高め、虐待防止や身体拘束禁止を徹底します。
- (4) 地域行事に参加し、地域住民を事業所等に招くなど地域との交流を促進します。
- (5) 職員の融和を図り勤労意欲を高めながら、働きやすい職場づくりに努めます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) アセスメント、支援会議、モニタリング等を記録や根拠に基づいて行います。また事務事業の点検及び見直しを行い、効率的な運営を目指します。
- (2) 新型コロナウイルスを始め、感染症対策を徹底します。
- (3) 放課後等デイサービスガイドラインの趣旨を踏まえ、食・運動・地域交流・文化・芸術等、多様な体験的活動を取り入れます。
- (4) 応用行動分析法を活用し、児童発達支援事業の充実を図ります。また、保育所等訪問支援事業に取り組み、関係調整による支援の充実を図ります。
- (5) 避難訓練や施設安全点検を定期的実施するほか、災害時の通報、連絡・情報提供のあり方を検討します。
- (6) 利用者・家族のおかれた個別の状況を把握しニーズに即した支援に努めます。また、連絡帳、おたより等で情報発信の充実を図ります。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（管理者・児童指導員）	1	1	(1)	1 (1)
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	} 2	3		3
保育士		1		1
支援員				
指導員				
送迎員				
訪問支援員	1		(1)	(1)
計	5	6	(2)	6 (2)

6. 目標収益・利用者数

事業名	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
放課後等デイサービス	306日	3,000人	10人	31,000,000円
児童発達支援		350人	2人	3,000,000円
保育所等訪問支援		15人	1人	250,000円
日中一時支援（北上市）		300人	1人	800,000円
計	306日	3,665人	14人	35,050,000円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業務	行事
4月	運営方針・計画確認、全ケース点検	歓迎会、自己紹介、お花見
5月	事業報告書、保護者面談、避難訓練、	非常食体験
6月	自己目標申告、研究テーマ	花植え
7月	避難訓練、感染症予防啓発	夏祭り、七夕飾り
8月	開所記念日、健康診断	水遊び、思い出発表会
9月	モニタリング、保護者面談	障がい者福祉展、西地区文化祭、敬老訪問
10月	赤い羽根共同募金、業務点検、個別支援計画の確認、避難訓練	お月見、ハロウィン
11月	合同クリスマス会企画	就労体験、勤労感謝
12月	感染症予防啓発、AED心肺蘇生訓練	クリスマス会、大掃除
1月	新年の決意、サービス評価、健康診断、研究まとめ	初詣、みずき飾り
2月	モニタリング、自己申告書、避難訓練、研究発表会	豆まき、バレンタイン
3月	次年度事業計画検討	ひなまつり、卒業を祝う会

(2) 職場内研修

月	テーマ	内容
4月	運営方針・事業計画・重点項目 個別支援計画 記録スキルの向上	課題及び具体的取組み確認 支援計画の点検 目標-方法-評価に着眼した記録の確認
5月	災害、緊急時の対応 安全対策	マニュアル確認 ひやりはっとの分析方法について
6月	権利擁護、障害者虐待・身体拘束・行動制限・アンガーマネジメント	虐待防止マニュアル・規程を点検 拘束・制限対象者の支援策検討

	気づきの収集	一研究テーマ検討会
7月	感染拡大防止	基本的感染防止策点検
8月	インクルーシブの学び	インクルーシブ社会の実現のために
9月	放課後等デイサービス、児童発達支援のあり方	ガイドラインの読合せ
10月	事務事業の自主点検	自主点検表、内部統制書による点検
11月	交通安全	冬道走行の注意・走行経路点検
12月	感染症予防	感染動向確認、対策の徹底
1月	リスクマネジメント	ひやりはっと事例の点検
2月	事業計画検討	まとめと振り返り
3月	業務管理表の見直し	まとめと振り返り

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。	1 避難誘導 2. 点検作業 (1)危険個所の点検(2)避難経路の確認(3)利用者名簿確認(4)非常持出の点検
7月	〈夏季訓練〉 火災発生時に避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1)消火器の点検(2)消火訓練 (3)避難経路の点検
10月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い利用児・者の安全を確保する。	心肺停止及び急病等容態異変時の緊急通報及び対処法の訓練 1. 緊急通報訓練 2. AED操作訓練・心肺蘇生法・応急処置の訓練 3. AED機器の点検
10月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。	1 避難誘導 2. 点検作業 (1)危険個所の点検(2)避難経路の確認(3)利用者名簿確認(4)非常持出の点検
2月	〈冬季訓練〉 火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成27年8月1日 運用開始
- *令和3年1月1日 多機能事業所運用開始（児童発達支援事業開始）
- *令和3年9月1日 保育所等訪問事業開始

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり北上中央
所在地 岩手県北上市本石町一丁目2番10号

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障害児（小学1年～高校3年）
- ・利用定員 児童発達支援と合わせて一日10名
- ・営業日 日曜日を除く毎日（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜日、祝日 午前9時から午後5時まで

② 児童発達支援事業

- ・対象者 就学前障害児
- ・利用定員 放課後等デイサービス事業と合わせて一日10名
- ・営業日 月曜日から土曜日
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 午前10時から午後4時まで

③ 保育所等訪問支援事業

- ・対象者 障害児（就学前児童を含む）
- ・営業日 月曜日から金曜日
（但し、祝日及び8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 午前10時から午後4時まで

④ 日中一時支援事業（北上市）

- ・対象者 障害児（就学前児童を含む）及び障害者
- ・利用定員 10名
- ・営業日 日曜日を除く毎日
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜日、祝日 午前8時30分から午後5時30分まで

令和6年度ひだまり北上にこっと事業計画書（案）

1. 運営方針

日常生活に必要な基本的動作の習得、集団生活への適応力を高めるための指導訓練及び将来的な自立につながる支援を、利用者・家族の立場に立っておこないます。利用者の意思を尊重し個性を認めながら、自信につなげます。

2. 運営目的(スローガン)

心声を聴いて 一人ひとりとわかり合う

3. 重点運営目標

- (1) 安心して過ごせる居場所や自立した活動の場づくりに努めます。
- (2) 虐待防止、個人情報保護など、権利擁護の取り組みを徹底します。
- (3) 幼・保育園、学校、相談支援事業所等との連携を図ります。
- (4) 専門的な支援方法やアセスメント方法を学び支援に活かします。
- (5) おたよりやブログを定期的に更新し、情報発信をします。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 個別支援計画をもとに、自立に向けた生活スキルの習得を支援します。
- (2) 一人一人の特性に合わせ、個別支援計画をもとに療育を行います。
- (3) 意思決定支援に努め、利用者の選択の機会を確保します。
- (4) 関係機関と情報共有をし、共通理解のもと、支援を行います。
- (5) ABA やポージェージをもとに利用者に合わせてアセスメント方法を学びます。
- (6) 定期的に保護者と面談等を行い、相談や要望に応じます。
- (7) おたよりやブログを通して、保護者等に必要な情報や療育内容について情報発信をします。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（管理者・児童指導員）	1	1	(1)	1
児童発達支援管理責任者	1	2		2
児童指導員	2	2	(1)	2
保育士		1		1
訪問支援員	1	1	(1)	1
計	5	7	(3)	7

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
放課後等デイサービス	304日	3,344人	11.0人	33,774,400円
児童発達支援	289日	289人	1.0人	3,179,000円
日中一時支援	304日	304人	1.0人	822,000円
保育所等訪問支援	239日	14人	0.06人	140,000円
合計		3,951人	13.06人	37,915,400円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事 ※個別支援会議、個別支援計画作成、保護者面談、職員面談は年間通して随時行う

月	業 務	行 事
4月	運営方針・事業計画について	自己紹介
5月	自己申告書に基づく職員面談	避難訓練（火災）・母の日制作
6月	利用者プロフィール情報更新	安全教育（熱中症）・父の日制作
7月	事業所外環境整備	避難訓練（地震）・非常食体験
8月	利用者ファイル、ケース記録等整理	クリーン活動・外出活動
9月	内部監査	避難訓練（風水害）・敬老の日制作
10月	上半期の振り返りと下半期の計画	ハロウィンパーティー
11月	事業所内環境整備	クリーン活動
12月	健康診断	クリスマス会・地域交流
1月	サービス評価実施	正月行事・外出活動・避難訓練（地震からの火災）
2月	自己申告書に基づく職員面談	節分
3月	一研究発表会	卒業、進級祝い・ひな祭り、外出活動

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	運営方針、事業計画について 加算、報酬等について	運営方針の共通理解 報酬改定による加算・報酬等の変更点について学ぶ
5月	消火訓練（火災） リスクマネジメントとは	水消火器を使用した消火訓練（消防署員立会） リスクマネジメントについて資料を使い学ぶ
6月	ひやりはっと・事故事例の検証 と検証方法の検討	過去のひやりはっと・事故事例集をもとに、専門的検証方法を使い再検証する
7月	ABAとポーター	資料を使い基本的な支援手法を学ぶ
8月	虐待防止・身体拘束	障害者虐待防止法について学ぶ
9月	アンガーマネジメントとストレスケア	研修動画や資料を使って怒りのコントロールについて学ぶ

		セルフストレスケアについて学ぶ
10月	AED講習 個別支援計画と個別支援会議について	模擬人形を使用してAED講習（消防署員立会） 個別支援計画と評価の仕方について学ぶ
11月	交通事故防止と緊急時対応	安全運転と緊急時の対応方法を学ぶ
12月	感染症予防	法人の対応基準の確認と衛生用品の在庫確認
1月	法人理念、基本方針、行動規範	規程の読み合わせをしながら、理念に照らし合わせる
2月	・サービス評価表結果をもとにした業務改善 ・不審者対応	・サービス評価表結果の周知と改善策の話し合い ・不審者対応について動画研修
3月	一研究の事業所内発表	個々の研究成果について共有する

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	火災発生時に避難誘導及び初期消火、通報が迅速且つ円滑にできるようにする。 ※消防署員立会	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路 (3)非常持出物品 (4)危険個所 (5)消火訓練（模擬消火と水消火器による訓練） (6)通報訓練（消防署への通報練習）
7月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用者の安全を確保する。	東日本大震災規模の地震を想定した避難誘導訓練 ※点検作業 (1)危険個所 (2)避難経路 (3)非常持出物品
9月	風水害発生時に迅速な避難を行い、利用者の安全を確保する。	爆弾低気圧による災害規模を想定した避難誘導訓練（施設内避難） ※点検作業 (1)危険個所 (2)避難経路 (3)非常持出物品
10月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を	心肺停止及び容態異変時の救急通報と対処

	行い、利用者の安全の確保をする。 ※消防署員立会	法の訓練 ※点検作業・訓練 (1) 救急通報訓練 (2) A E D 操作訓練・心肺蘇生法 (3) A E D 機器の点検
1 月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	地震から火災発生時を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練 ※点検作業・訓練 (1) 消火器 (2) 避難経路 (3) 非常持出物品 (4) 危険個所 (5) 通報訓練 (模擬)

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成 28 年 12 月 1 日 開設
- *令和 3 年 1 月 1 日 多機能事業所運用開始
- *令和 3 年 1 月 1 日 保育所等訪問支援事業

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり北上にこっと
所在地 岩手県北上市町分 2 地割 384 番地 5

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障害児
- ・利用定員 10 名 (児童発達と合わせて)
- ・営業日 月曜日から土曜日
(但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前 10 時から午後 6 時まで
土曜日、祝日 午前 9 時から午後 5 時まで

② 児童発達支援事業

- ・対象者 障害児 (就学前児童)
- ・利用定員 10 名 (放課後等デイと合わせて)
- ・営業日 月曜日から土曜日
(但し、祝日及び 8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)
- ・営業時間 午前 10 時から午後 4 時まで

③ 日中一時支援事業（北上市）

- ・対象者 障害児（就学前児童含む）・者
 - ・利用定員 10名
 - ・営業日 月曜日から土曜日
（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
 - ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜日、祝日 午前8時30分から午後5時30分まで
- *予約があれば、時間外についても要相談

④ 保育所等訪問支援事業

- ・対象者 障害児
- ・営業日 月曜日から金曜日
（但し、祝日及び8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 午前10時から午後4時まで

令和6年度 ひだまり水沢☆きらり事業計画書（案）

1. 運営方針

ひだまり水沢☆きらりは、利用者の個性や可能性を伸ばす療育を行います。個別での活動を基本とし体調の変化に気づき一つでも多くの経験を一緒に体験します。その地域における生活が豊かに継続できることを念頭に置き、社会とのつながりを大事に関係各所との連携を図り本人を中心とした支援に努めます。

2. 運営目的(スローガン)

「利用者さんファーストで」家族の気持ちに寄り添う支援

3. 重点運営目標

- (1) 法人の基本理念・基本方針にのっとり利用者に質の高い療育、医療的ケアが出来るよう研修会等に参加し専門知識を高めます。
- (2) 利用者の状態に応じた活動を提案すると共に、保護者と情報を共有します。
- (3) 利用者への統一した支援を目指し、職員のチーム作りに力を入れます。
- (4) 地域の重症心身障害児、医療的ケア児を把握し支援に努めます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 利用者・保護者のニーズに基づき、個人の特性に応じた支援に努めます。
- (2) アセスメントを行い一人ひとりの個性を生かし伸ばす療育を行います。
- (3) バイタルチェックを通して健康の維持、徹底を図ります。
- (4) 食事、排泄等の身体介助を行い、日常生活を楽しく送れるようにします。
- (5) 家族の相談や要望、苦情に対応し、信頼される事業所になるよう努力します。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（管理者）	1		1	1
児童発達支援管理責任者 （サービス管理責任者）	1	1		1
生活支援員、児童指導員、保育士	1	3	2	5
看護職員	1	2		2
機能訓練担当職員	1		1	1
嘱託医（非常勤）	1	1		1
計	6	7	4	11

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
放課後等デイサービス	289日	867人	3.0人	15,606,000円
児童発達支援		1,012人	3.5人	18,216,000円
生活介護		0人	0人	0円
合計		1,879人	6.5人	33,822,000円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業務	行事
4月	個別支援計画書作成 避難訓練(火災)	入学、進級を祝う会 お花見 外出活動 イースターパーティー
5月	個別面談	ミニ運動会、七夕まつり
6月	個別面談	水遊び、シャボン玉
7月	避難訓練(水害) 帳票類整備月間	ハロウィンパーティー、紅葉狩り クリスマス会
8月	環境整備月間	みずき飾り、豆まき、鬼の面作り
9月	モニタリング会議(前期分)	ひな祭り、雛飾り作り
10月	サービス評価表 避難訓練(火災)	卒業祝い、保護者懇談会 音楽療法 毎月
11月	懇談会(評価表結果報告含)	誕生会 該当月
12月	年度末事業所内掃除月間	ケア理容師による散髪(希望者) PTによるリハビリ、動作法
1月	避難訓練(地震) 帳票類環境整備月間	嘱託医による医療相談等
2月	モニタリング会議(後期分)	利用者のニーズに応じた行事
3月	個別支援計画書作成	

(2) 職場内研修

月	テーマ	内容
4月	事業計画について	事業運営・取組み マニュアル・ガイドラインの確認
5月	児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護事業について	契約書・重要事項説明書・サービス形態の概要について
6月	重症心身障害児者・医療的ケアについて	重症心身障害児者の療育&日中活動マニュアル読み合わせ
7月	利用者の緊急時対応について	緊急時対応マニュアルの読みあわせ
8月	虐待防止・身体拘束禁止	人権擁護の取組みの確認
9月	個別支援計画	個別支援計画作成・モニタリングの

		取組み・流れについて
10月	感染症予防について	感染症の知識と対応について
11月	サービス評価表について	アンケートを用意し実施・ガイドライン確認
12月	交通事故防止	交通安全思想、運転心構え、交通規則、車輛整備（点検）
1月	利用者・家族支援	専門的な支援・家族へ出来る支援について
2月	個別避難計画について	自立協・医療的ケア児等支援部会での情報共有・利用者の避難確認
3月	非常災害対策・福祉避難所について	事業所の役割について

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
4月	火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所：水沢保健センター】	火災発生を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練【発生時刻 11：00】 (1) 消火器の点検（設置場所・消火器の使い方の周知） (2) 避難経路の点検 (3) 通報訓練
7月	水害発生時に迅速な非難を行い、利用児・者の安全を確保する。 【避難場所：水沢保健センター】	北上川氾濫による災害を想定した避難誘導【発生時刻 11：00】 1. 状況に応じた指示に従い避難場所に集合（洪水時の避難確保計画参照） 2. 点検作業 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 利用者名簿確認 (4) 非常持出の点検 (5) 情報収集の確認
10月	地震による火災時に迅速な非難を行い、利用児、者の安全を確保する。 【避難場所：水沢保健センター】	地震からの火災発生を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練【発生時刻 15：00】 (1) 消火器の点検（設置場所・消火器の使い方の周知） (2) 避難経路の点検 (3) 通報訓練
1月	地震発生時に迅速な非難を行い、利用児、者の安全を確保する。	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導【発生時刻 15：30】

	【避難場所：水沢保健センター】	(1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用者名簿確認 (4)非常持出の点検
--	-----------------	--

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

*令和2年5月1日 「ひだまり水沢☆きらり」として開設

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり水沢☆きらり（多機能型事業所 重症児デイ）

所在地 岩手県奥州市水沢川原小路 18 番地 6

(3) 事業内容

児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業 生活介護事業

・対象者 重症心身障害児・者及び医療的ケア児・者

・利用定員 5名

・営業日 月曜日から土曜日まで

(但し、祝日及び8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 午前9時から午後5時まで

令和6年度 ひだまり北上☆きらり事業計画書（案）

1. 運営方針

ひだまり北上☆きらりは、利用者の発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した支援を行います。個別での活動を基本とし体調の変化に気づき一つでも多くの経験を一緒に体験します。その地域における生活が豊かに継続できることを念頭に置き、社会とのつながりを大事に関係各所との連携を図り本人を中心とした支援に努めます。

2. 運営目的(スローガン)

この子らを笑顔に

3. 重点運営目標

- (1) 国の放課後等デイサービスガイドライン及び法人の基本理念・基本方針に乗っ取り利用者に質の高い療育、医療的ケアが出来るよう研修会等に参加し専門知識を高めます。
- (2) 利用者の状態に応じた支援を提供すると共に、保護者と支援の情報を共有します。
- (3) 学校、家庭、相談支援事業所等と連携を図り一貫した支援を行います。
- (4) 地域の重症心身障害児者及び医療的ケア児等について、こども療育センターや医療機関等と連携を図り支援に努めます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 利用者・保護者のニーズに基づき、個人の特性に応じた支援に努めます。
- (2) アセスメントを行い一人ひとりの個性を生かし伸ばす療育を行います。
- (3) バイタルチェックを通して健康の維持、徹底を図ります。
- (4) 食事、排泄、入浴等の身体介助を行い、日常生活を楽しく送れるようにします。
- (5) 地域住民が参加するイベントや他事業所の利用者と一緒に活動するよう努めます。
- (6) 家族の相談や要望、苦情に対応し、信頼される事業所になるよう努力します。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（管理者）	1		1	1
児童発達支援管理責任者 （サービス管理責任者）	1	1		1
生活支援員、児童指導員、保育士	1	3	(1)	3(1)
看護職員	1	2		2
機能訓練担当職員（非常勤）	1	1		1
嘱託医(非常勤)	1	1		1
計	7	8	1(1)	9(1)

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
放課後等デイサービス	239日	717人	3人	17,208,000円
児童発達支援		478人	2人	10,038,000円
生活介護		239人	1人	4,063,000円
合計		1,434人	6.0人	31,309,000円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業務	行事
4月	個別支援計画書（前期分）作成	入学、進級を祝う会
5月	個別面談、事業報告 避難訓練（火災）	お花見、外出活動、開所記念 七夕まつり
6月	個別面談	水遊び、シャボン玉
7月	帳票類整備月間	黒沢尻西地区文化祭
8月	環境整備月間	ハロウィンパーティー、紅葉ドライブ
9月	モニタリング会議（前期分） 避難訓練（火災）	クリスマス会、年末大掃除 書初め、豆まき、鬼の面作り
10月	個別支援計画書作成（後期分）	バレンタインチョコ作り、北上市障害者
11月	サービス評価表	福祉展
12月	年度末事業所内掃除月間	ひな祭り
1月	避難訓練（地震） 帳票類環境整備月間	卒業祝い 音楽療法 毎月
2月	モニタリング会議（後期分） サービス評価表結果報告	誕生会 該当月 OTによるリハビリ、動作法
3月	個別支援計画書（次年度分）作成	嘱託医による医療相談等 利用者のニーズに応じた行事

(2) 職場内研修

月	テーマ	内容
4月	事業計画について 運営方針、運営目的、重点運営目標、 重点療育支援目標	事業運営・取組み 課題、及び具体的取組確認
5月	放デイのあり方について	ガイドラインと支援計画の確認
6月	災害・緊急時対応について	緊急時対応マニュアルの読みあわせ
7月	知識技能の習得	一人一研究の実施
8月	虐待防止・身体拘束禁止	虐待防止マニュアル、規定の確認、 人権擁護の取組みの確認

9月	重症心身障害児者・医療的ケアについて	医療ハンドブックの読み合わせ
10月	感染症予防について	感染症の知識と感染予防対策について
11月	サービス評価表について	評価項目の趣旨確認
12月	交通事故防止	交通安全思想、運転心構え、交通規則、 車輛整備（点検）冬道走行の注意
1月	利用者支援	意思決定支援についての確認
2月	リスクマネジメント	ヒヤリハット事例のふりかえりと点検
3月	事業計画検討	まとめとふりかえり

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所：大曲児童公園】	火災発生を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練【発生時刻 11：00】 (1) 消火器の点検（設置場所・消火器の使い方の周知） (2) 避難経路の点検 (3) 通報訓練
9月	地震による火災時に迅速な非難を行い、利用児、者の安全を確保する。 【避難場所：大曲児童公園】	地震からの火災発生を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練【発生時刻 15：00】 (1) 消火器の点検（設置場所・消火器の使い方の周知） (2) 避難経路の点検 (3) 通報訓練
1月	地震発生時に迅速な非難を行い、利用児、者の安全を確保する。 【避難場所：大曲児童公園】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導【発生時刻 15：30】 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 利用者名簿確認 (4) 非常持出の点検

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

*令和5年5月1日 「ひだまり北上☆きらり」として開設

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり北上☆きらり（多機能型事業所）

所在地 岩手県北上市大曲町2番27号

(3) 事業内容

児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業 生活介護事業

- ・対象者 重症心身障害児・者及び医療的ケア児
- ・利用定員 5名
- ・営業日 月曜日から金曜日まで

(但し、祝日及び8月13日から8月16日までと12月29日から1月3日までを除く)

- ・営業時間 午前9時から午後5時まで

2.障害者支援施設

令和6年度ひだまり江刺岩谷堂就労課事業計画書(案)

1. 運営方針

私たちは、利用者一人ひとりが望む『自分らしい』生活実現を目指し、就労の機会を提供するとともに、社会性を身につけ、地域との関係性を持ちながら、社会生活・環境に適應できるようにお手伝いをします。

2. 運営目的(スローガン)

利用者一人ひとりのために ご家族のために そして困っている方々のために

3. 重点運営目標

- (1) 関係法令等を遵守し、利用者の自己選択、自己決定を尊重した事業運営
- (2) 虐待防止、個人情報保護等、権利擁護の取り組み強化
- (3) 職員の資質向上に努め、専門性のあるサービス提供
- (4) 利用者に関わる全ての方々との関係性構築、連携・協働
- (5) 既存作業の拡充、新規作業の開拓
- (6) 多様性を認め合う就労支援事業に取り組む

4. 就労支援重点目標

- (1) 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を行います
- (2) 本人の意思を尊重し自立に向けた個別支援計画を作成し、目標達成に向けた細やかな支援を行います。
- (2) 利用者のエンパワメントに必要な社会資源を有効かつ適切に活用します。
- (3) 個人の特性や能力を考慮した作業提供及び通所形態で支援を行います。
- (4) 利用者が安心安全に作業の出来る環境整備、安定した作業工賃の向上を図り、社会的・経済的支援を行います。
- (5) 将来の就労に向け職場内ルール・コミュニケーション力などの社会性を高め、人との関わりの場として人間関係形成のサポート支援に努めます。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者)	1		(1)	(1)
サービス管理責任者	1		(1)	(1)
目標工賃達成指導員		1		1
職業指導員	1	1		1
生活支援員	1	1		1
計	4	3	(1)	4

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
就労継続支援B型	252	2,268人	9人	17,191,440円
合計	252	2,268人	9人	17,191,440円

7. 主要業務計画

(1) 業務・事業

月	業 務	事 業
4月	個別支援計画作成・年度個人目標策定 新年度体制確認（業務分担表作成等）	入所式 所外活動（観桜会）
5月	個別面談 利用者ファイル年度更新 地域環境整備	避難訓練
6月	所内環境整備	
7月	判定会議・所内整理強化月間	避難訓練・納涼会
8月	美化月間	
9月	個別支援会議(前期)・帳票類整理	
10月	個別支援計画作成	避難訓練・所外活動（紅葉狩り）
11月	判定会議・所内整理強化月間	
12月	年末大清掃	クリスマス会
1月	職員面談	避難訓練・新年会
2月	個別支援会議（後期）・記録等整理	
3月	個別支援計画作成・年度末帳票類整理 判定会議・次年度事業計画策定	今年度の振り返りと次年度事業検討

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	事業計画・個別支援計画について	事業計画書・支援計画書に基づき説明及び確認
5月	虐待防止・人権擁護チェックについて	マニュアル読み合わせ、チェック内容の確認
6月	リタリコ動画研修 関わり方（基礎編）環境作り	リタリコ発達ナビ研修動画活用 今後の取り組みについて話し合う
7月	熱中症対策・予防について	マニュアル読み合わせ
8月	リタリコ動画研修 関わり方(基礎編)褒め上手な関わり方	リタリコ発達ナビ研修動画活用 今後の取り組みについて話し合う
9月	ひやりはっとの傾向分析と対策検討 危険予知	1月～8月のひやりはっとを基に話し合い

10月	AED講習会	消防署へ依頼
11月	サービス評価表を基にしたサービス改善、業務の振り返り	評価表を基に話し合い。また、日々の業務振り返りを行う。
12月	嘔吐時の対処法と子供に多い感染症の種類	嘔吐処理道具の確認、処理方法のシミュレーション。
1月	リタリコ動画研修 関わり方(基礎編)伝え上手な関わり方	リタリコ発達ナビ研修動画活用 今後の取り組みについて話し合う
2月	一人一研究事業所内発表	各職員の研究内容報告
3月	今年度の振り返り	今年度の振り返りと次年度の目標確認

(3) 避難訓練・消防(防災)計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所：事業所内】	東日本大震災規模を想定した避難誘導 ※点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)消防用設備等、非常持出袋の点検
7月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 ※消防署立会 【避難場所 北側駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検 (3)通報訓練 (4)消防用設備等、非常持出の点検
10月	水害発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所 ①事業所2階】 【避難場所 ②江刺支所】	河川の氾濫による災害を想定した避難誘導訓練 ※状況に応じた指示に従い避難場所に集合(指定避難場所の確認) ※点検作業・訓練 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)消防用設備等、非常持出袋の確認 (4)情報収集方法の確認
10月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、利用児・者の安全の確保をする。	心肺停止及び急病等様態異変時の救命救急対処法及び通報等の訓練 1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報訓練等

	【消防署依頼】（他事業所合同）	2. A E D機器の点検
1月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所 北側駐車場】	地震伴う火災発生を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練 ※点検作業・訓練 (1) 消火器の点検 (2) 避難経路の点検 (3) 通報訓練 (4) 消防用設備等、非常持出袋の点検

7. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成21年 1月 1日 「ひだまり江刺」として開設する。
(障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス事業所)
- *平成21年11月 1日 奥州市「日中一時支援事業」受託。
- *平成24年 4月 1日 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに変更。
- *平成27年 4月 1日 社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる。
- *平成27年11月29日 江刺区八日町一丁目 9-37 より現所在地へ移転。
- *平成28年 9月 1日 就労継続支援B型事業開始。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり江刺岩谷堂就労課
所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字橋本 222 番 3

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障害児
- ・利用定員 10名（児童発達支援と合わせて）
- ・営業日 毎日（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土曜、 祝日 午前10時から午後4時まで

② 日中一時支援事業

- ・対象者 障害児・者
- ・利用定員 なし
- ・営業日 毎日（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時まで

土曜、祝日、午前 10 時から午後 4 時まで
*予約があれば時間外についても対応

③ 就労継続支援 B 型事業

- ・対象者 厚労省令で定める障害者
- ・利用定員 10 名
- ・営業日 月曜日から金曜日（土・日・祝休業）
（但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日
までを除く）
- ・営業時間 午前 9 時から午後 6 時まで

令和6年度ひだまり水沢森下生活課事業計画（案）

1. 運営方針

利用者が自立した社会生活を営むことが出来るよう、入浴や排泄、及び食事の介護、創作活動の提供、日常生活能力の維持・向上のため支援を行います。また、地域との結びつきを重視し、関係市町や他の障害福祉サービスを提供する関係事業所との連携を図り、利用者の生活向上のため支援を行います。

2. 運営目的(スローガン)

「安全、安心、信頼」の構築に向けて努力する

3. 重点運営目標

- (1) 法人の基本理念・基本方針に従い、利用者に対し質の高いサービスが出来るよう研修会等に参加し専門知識を高めます。
- (2) 新しいサービス内容の情報収集に努め、保護者にも伝達し共有を図ります。
- (3) 職員は常に「安全、安心、信頼」を意識し、利用者にとって安全に楽しく過ごせる環境整備に取り組みます。
- (4) 相談支援専門員等からの情報を収集し、利用者の拡大を図ります。
- (5) 感染症や自然災害が発生した場合に備え、業務継続計画(BCP)に基づき取り組みます。

4. 重点支援目標

- (1) 利用者の障害特性に応じた支援に努めます。
- (2) 利用者が安心して過ごしやすい環境作りに努めます。
- (3) バイタルチェックを通して健康の維持、徹底を図ります。
- (4) 食事や排泄、入浴等の身体介助を行うことにより日常生活を円滑に送れるようにします。
- (5) 利用者個々のニーズ、興味に基づいた創作活動を提供します。
- (6) ヒヤリハットの検証と、それが業務改善につながるよう工夫します。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務(児童課)	計
所長(児童課兼務)	1	1	(1)	1
サービス管理責任者	1	1		1
看護師	1	1		1
支援員	1	3		3
計	4	6		6

6. 目標収益・利用者数

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1日あたり	年間収益
生活介護	306日	2,142人	7人	25,986,000円
日中一時支援		1,224人	4人	2,840,000円
合計		3,366人	11人	28,826,000円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

主たる業務内容…運営方針にある通り、入浴、排泄、及び食事の介護、創作活動の提供等。

月	行 事 ・ 活 動	
4月		毎月行うものとして 音楽療法 食事、おやつづくり 買い物外出 季節行事として 春のお花見 秋の紅葉狩り 冬のクリスマス会(法人全体行事) その他 利用者のニーズに応じた行事
5月	避難訓練(地震)	
6月		
7月	避難訓練(火災)	
8月	施設内清掃(業者)	
9月	避難訓練(水害)	
10月		
11月		
12月	施設内清掃(業者)	
1月	避難訓練(火災)	
2月		
3月	新年度に向けて準備	

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	法人及び森下事業計画について	読み合わせを実施し、共通理解を深める
5月	接遇について	マニュアルの読み合わせを実施
6月	感染症・食中毒とその対応	資料を用意し、看護師による読み合わせ
7月	施設の安全管理・環境整備について	施設内点検、環境の見直し、改善、補修
8月	緊急時の対応について	マニュアルの読み合わせを実施
9月	非常災害対策について	マニュアルの読み合わせを実施
10月	事故防止と事故発生時の対応	4月から9月までの事故・ひやりはつとの見直し
11月	交通事故防止について	車輛点検、送迎ルートの確認
12月	人権尊重とプライバシーについて	マニュアルの読み合わせを実施
1月	虐待防止と身体拘束について	資料を用意し読み合わせの実施
2月	一人一研究事業所内報告	事業所内にて研究報告を実施
3月	事故防止と事故発生時の対応	10月から3月までの事故・ひやりはつとの見直し

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	重点目標	想定	避難移動	訓練、作業
5月	迅速な避難、通報	東日本大地震 (震度7) 11:30	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	(1)危険個所の点検 (2)避難口の確認
7月	迅速な避難、通報 消火訓練	1階多目的室 付近より出火 11:30	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	(1)初期消火訓練 (2)非常持出
9月	迅速な避難、通報	大雨による水 害・土砂災害 11:30	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	(1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認
1月	迅速な避難、通報	2階台所より 出火 11:30	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	(1)危険個所の点検 (2)非常持出

※火災及び地震、水害並びに土砂災害発生時の対応については、防災マニュアルによる。

※AED(心肺蘇生法)は法人内他事業所と合同で行う。

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

平成20年6月1日、児童デイサービス事業所「ひだまり」の分園として開設し、平成21年9月1日、「ひだまり水沢」と名称変更する。同時期に奥州市より「障がい者地域活動支援センター」の委託を受け『地域活動支援センター水沢』を開設する。

平成24年3月1日より「障がい者地域活動支援センター」から「生活介護事業所」として事業変更するにあたり、児童デイサービス事業と生活介護事業を一体的に運営する多機能型の事業所としてスタートする。児童デイサービス事業は、児童福祉法の改正により、平成24年4月1日から放課後等デイサービス事業に変更。

平成27年4月1日より社会福祉法人岩手ひだまり会が事業を引き継ぎ運営となる。

(2) 事業所の名称及び所在地

名称 ひだまり水沢森下(多機能型事業所)

所在地 岩手県奥州市水沢字森下88番地

(3) 事業内容

① 生活介護事業

- ・対象者 厚労省令で定める障害者
- ・利用定員 10名
- ・営業日 月曜から土曜日(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

※状況に応じ営業日の変更もありえる

- ・営業時間 午前9時から午後5時まで
なお、利用者の都合によってはこの時間の限りでない。

② 日中一時支援事業

- ・対象者 障害児・者
- ・利用定員 なし
- ・営業日 月曜から土曜日（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時まで
土曜日、祝日 午前10時から午後4時まで

※上記以外は要相談

3.相談支援施設

令和6年度相談支援事業所ひだまり事業計画（案）

1. 運営方針

- (1) 障害児者が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて包括的な計画を策定し、その計画に基づき支援します。
- (2) サービス利用支援計画の策定に当たっては、障害児者の意思及び人格の尊重と保護者及び事業所・関係機関等と協議しながら行い、常に障害児者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、関係市町や他の障害福祉サービス及び児童福祉サービスを行う者、その他関係機関等との連携に努めます。
- (4) 障害児・障害者相談事業については、奥州市及び金ケ崎町との契約を遵守し、相談支援サービスを提供します。
- (5) 法に基づく相談支援事業等の設備及び運営に関する基準等、その他関係法令等を遵守し、事業を実施します。
- (6) 相談支援に関するサービスの質の低下につながらないように努めます。

2. 運営目的(スローガン)

信頼される相談支援事業所・一人ひとりを尊重し可能性を伸ばす支援計画を作成します。

3. 重点運営目標

- (1) 厚生労働省の指針を遵守した業務運営を構築します。モニタリングの適正な実施のための仕組みを作り、実績を積んでいきます。
- (2) 利用者の主訴（ニーズ）に適った支援を行う原点に立ち、かつ、5年後10年後を見据えながら関係機関と足並みをそろえ、本人支援を行っていきます。
- (3) 放課後等デイサービスガイドラインに示されている『学校との連携・協働支援』を行います。定期的な学校等への訪問を行っていきます。
- (4) 奥州市子育て総合支援センター・幼児教室をはじめとする療育機関との連携を密にしていきます。深めていきます。
- (5) 奥州市基幹相談支援センターとの連携を密にしていきます。
- (6) 医療的ケア児者また重症心身障害児者の方々に対し、スムーズなサービス利用に向けて、関係機関との連携により柔軟に対応します。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 各種加算要件を満たすことのできるよう、医療・教育・福祉の各関係機関との連携の体制作りを進めます。
- (2) 根拠のあるサービス等利用計画書を作成します。
- (3) 本人の強みを活かせるサービス等計画書を作成します。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
管理者兼相談支援専門員	1	1	0	1
相談支援専門員	1	1	0	1
計	2	2	0	2

6. 目標利用率

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1ヶ月あたり	年間収益
障がい児相談	239日	245人	20.4人	4,165,000円
障がい者相談	239日	119人	9.9人	1,547,000円
合計		364人	30.3人	5,712,000円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業務・行事
4月	就学・未就学児童との面談、計画書作成
5月	胆江地区ネットワーク会議
6月	就労アセスメント面談
7月	就労アセスメント計画書作成
8月	就労アセスメント計画書作成
9月	前期モニタリング
10月	就学・未就学児童との面談
11月	就学・未就学児童との面談、計画書作成
12月	就学・未就学児童との面談、計画書作成
1月	就学・未就学児童との面談、計画書作成
2月	移行支援会議、放デイ見学
3月	移行支援会議、後期モニタリング

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	相談支援事業所の事業計画について	事業計画の共通理解と目標確認
5月	緊急時の対応について	緊急時のマニュアル確認、読み合わせ
6月	職業倫理	「倫理・行動規範・職員サービス・就業規則」
7月	虐待防止・身体拘束について	虐待マニュアルの確認と事例検討
8月	感染症の対応について	「感染症マニュアル」及びコロナ対応通達の再確認
9月	交通事故防止と安全運転	「運転者サービス規程」を読み合わせる。 また、事故対応マニュアルを確認する。
10月	接遇研修	「接遇マニュアル」を読み合わせる。

11月	身体拘束研修	制度の読み直しを行う。事例検討
12月	非常時災害対策について	防災対応マニュアルの読み合わせ
1月	児童発達支援について	相談支援専門職員間で情報検討
2月	就労支援について	相談支援専門職員間で情報検討
3月	新年度利用者の利用施設調整について	事前協議で、調整済であるが最終調整

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成 25 年 2 月 1 日 障害児者相談支援事業所ひだまり認可・開設
- *平成 25 年 4 月 1 日 平成 25 年度奥州市・金ヶ崎町障害児・障害者相談事業委託契約の締結(基本相談)
- *平成 25 年 9 月 1 日 第三ひだまり水沢事業所と併設
(奥州市水沢区横町 210 番地に移転)
- *平成 27 年 4 月 1 日 社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる
- *平成 29 年 4 月 16 日 奥州市水沢区東大通り二丁目 4 番 3 号 K S ビルに移転

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 相談支援事業所 ひだまり
所在地 岩手県奥州市水沢東大通り二丁目 4 番 3 号 K S ビル

(3) 事業内容

① 特定相談支援事業(根拠法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律:収入種別:個別給付)

- ・対象者 障害者
- ・業務 障害者を対象とした相談支援
*サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)
*継続サービス利用計画の策定(モニタリング)
*その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
- ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)
(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
- ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分まで
*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる

② 障害児相談支援事業(根拠法:児童福祉法:収入種別 個別給付)

- ・対象者 障害児
- ・業務 障害児を対象とした相談支援
*サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)
*継続サービス利用計画の策定(モニタリング)
*その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)

- ・営業日 原則的に月曜日から金曜日（保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない）
（8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
 - ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分まで
*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる
- ③ 奥州市・金ヶ崎町障害児・障害者相談事業(根拠法:上記2法 収入種別市町村委託費)
- ・対象者 障害児・者
 - ・業務 障害児・者を対象とした一般相談支援
*必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
 - ・営業日 原則的に月曜日から金曜日（保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない）
（8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
 - ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分まで
*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる
- ④ 地域移行支援・地域定着支援事業（根拠法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における：収入種別 個別給付）
- ・対象者 障害者
 - ・業務 障害者を対象とした地域移行支援・地域定着支援
*日常生活全般に関する相談
*地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供
*指定地域移行支援に関する内容
*指定地域定着支援に関する内容 等
 - ・営業日 原則的に月曜日から金曜日（保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない）
（8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
 - ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分まで
*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる。
- ⑤ 関係機関との連携事業
- ・児童発達管理責任者・主任会議等の開催
 - ・利用者サービス提供現場見学
 - ・対象利用者の家庭訪問
 - ・関係機関への訪問
 - ・関係会議への出席(自立支援協議会等)
- ⑥ その他必要な事業(障害児者への啓発に係る地域福祉の推進)

令和6年度相談支援事業所ひだまり北上事業計画書（案）

1. 運営方針

障害児者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた包括的な計画を策定し、その計画に基づき支援します。障害児者の意思及び人格を尊重し、保護者及び事業所・関係機関等と協議しながら、常に障害児者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2. 運営目的(スローガン)

顔の見える相談支援事業所・一人ひとりを尊重し可能性を伸ばす支援計画

3. 重点運営目標

- (1) 障害者総合福祉法や児童福祉法を順守した業務運営を行います。
- (2) 利用者の主訴（ニーズ）を丁寧に聞き取り、5年後10年後を見据えた支援計画を作成し、本人支援を行います。
- (3) 医療・教育・福祉・行政などの関係機関との連携・協働支援を行います。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 厚生労働省の指針に従い、相談支援、計画相談、モニタリングを計画的に進めます。
- (2) 利用者の立場に立ち、分かりやすく見通しの持てる支援計画を作成します。
- (3) 重心障害児・者と医療的ケア児を含めた障害児者が、安心してサービス利用ができるよう、関係機関への定期的な訪問を行います。

5. 職員構成

職員職種	配置基準	専従	兼務	計
管理者兼北上にこっと所長	1	1	(1)	1
相談支援専門員	1	1		1
計	2	2	(1)	2

6. 目標利用率

	年間稼働日数	年間利用者延べ人数	1ヶ月あたり	年間収益
障がい児相談	239日	276人	23人	4,692,000円
障がい者相談		36人	3人	468,000円
合計		312人	26人	5,160,000円

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業務・行事
4月	未就学児童、就学児童との面談
5月	未就学児童、就学児童との面談
6月	就労アセスメント面談
7月	就労アセスメント計画書作成
8月	就労アセスメント計画書作成
9月	未就学児童、就学児童との面談
10月	未就学児童、就学児童との面談
11月	未就学児童、就学児童との面談
12月	未就学児童、就学児童との面談
1月	未就学児童、就学児童との面談
2月	移行支援会議、放デイ見学
3月	移行支援会議

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	運営方針、事業計画について 加算、報酬等について	運営方針の共通理解 報酬改定による加算・報酬等の変更点について 学ぶ
5月	リスクマネジメント研修	リスクマネジメントについて資料を使い学ぶ
6月	ひやりはっと・事故事例の検証 と検証方法の検討	過去のひやりはっと・事故事例集をもとに、専門 的検証方法を使い再検証する
7月	緊急時対応	マニュアルを使って緊急時対応の確認
8月	虐待防止・身体拘束	障害者虐待防止法について学ぶ
9月	ストレスケア	セルフストレスケアについて学ぶ
10月	接遇研修	相談援助技術を学ぶ
11月	交通事故防止	安全運転の心構えについて学ぶ
12月	感染症予防	法人の対応基準の確認と衛生用品の在庫確認
1月	法人理念、基本方針、行動規範	規程の読み合わせをしながら、理念に照らし合 わせる
2月	就労選択支援	就労選択支援について学ぶ
3月	一研究の事業所内発表	個々の研究成果について共有する

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

*平成 29 年 1 月 1 日 開所

*平成 29 年 1 月 1 日 県南広域振興局長から指定一般相談支援事業者

(地域移行支援、地域定着支援)の指定を受ける。

*平成29年1月1日 北上市長から指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者(指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業)の指定を受ける。

*平成31年2月1日から1年間の休止届認可

*令和3年9月1日 移転再開

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 相談支援事業所ひだまり北上
所 在 地 岩手県北上市町分2地割384番地5

(3) 事業内容

① 特定相談支援事業(根拠法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律:収入種別:個別給付)

- ・対象者 障害者
- ・業 務 障害者を対象とした相談支援
 - *サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)
 - *継続サービス利用計画の策定(モニタリング)
 - *その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
- ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)
(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
- ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分まで
 - *但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる

② 障害児相談支援事業(根拠法:児童福祉法:収入種別 個別給付)

- ・対象者 障害児
- ・業 務 障害児を対象とした相談支援
 - *サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)
 - *継続サービス利用計画の策定(モニタリング)
 - *その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
- ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合はこの限りではない)
(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
- ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分まで
 - *但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる

③ 北上市障害児・障害者相談事業(根拠法:上記2法 収入種別 個別給付)

- ・対象者 障害児・者
- ・業 務 障害児・者を対象とした一般相談支援
 - *必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
- ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合

は、この限りではない)

(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 午前9時30分から午後6時30分まで

*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる

④ 地域移行支援・地域定着支援事業(根拠法:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における:収入種別 個別給付)

・対象者 障害者

・業務 障害者を対象とした地域移行支援・地域定着支援

*日常生活全般に関する相談

*地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供

*指定地域移行支援に関する内容

*指定地域定着支援に関する内容 等

・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)

(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 午前9時30分から午後6時30分まで

*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる。

⑤ 関係機関との連携事業

・サービス検討会等の開催

・利用者サービス提供現場見学

・対象利用者の家庭訪問

・関係機関への訪問

・関係会議への出席(自立支援協議会等)

⑥ その他必要な事業(障害児者への啓発に係る地域福祉の推進)

Ⅲ 理事会及び評議員会

Ⅲ 理事会・評議員会

1. 定款の定めに従い、下記の理事会・評議員会を開催します。

(1) 理事会

①令和6年6月開催	主要議案等	報告 議案	理事長及び常務理事の職務執行状況 前年度事業報告・決算承認
②令和6年10月開催	主要議案等	報告 議案	理事長及び常務理事の職務執行状況 第一次補正予算
③令和6年12月開催	主要議案等	報告 議案	理事長及び常務理事の職務執行状況 施設建設等 諸規程の改正
④令和7年2月開催	主要議案等	議案	所長(管理者)等人事
⑤令和7年3月開催	主要議案等	報告 議案	理事長及び常務理事の職務執行状況 令和7年度事業計画・当初予算承認 最終補正予算承認
臨時開催	主要議案等		事業運営の必要に応じ開催

(2) 評議員会

①令和6年6月開催	主要議案等	(定時評議員会)	前年度事業報告・決算承認 評議員選任・解任委員の選任
②令和6年10月開催	主要議案等		第一次補正予算
③令和7年3月開催	主要議案等		令和7年度事業計画・当初予算承認 最終補正予算承認
臨時開催	主要議案等		事業運営の必要に応じ開催

2. 理事

任期 令和5年6月22日～令和7年度定時評議員会終結時

No.	役職	担当	氏名
1	理事長	統括責任者	大沼 一裕
2	常務理事	副統括責任者	菅原 憲雄
3	理事	渉外・広報担当	鈴木 偉作
4	理事	保護者会担当	及川 幸子
5	理事	採用・人事担当	尾山 恒夫
6	理事	研修担当	高橋 洋子
7	理事		島津 愛郎
8	理事		伊藤 裕二

3. 評議員

任期 令和3年6月24日～令和7年度定時評議員会終結時

No.	氏名	No.	氏名
1	千葉 正睦	6	千田 光久
2	鎌田 卓也	7	及川 敏幸
3	古川 守人	8	菊池 恵美子
4	那須 薫	9	佐藤 慎太郎
5	阿部 敏秋		

4. 監事

任期 令和5年6月22日～令和7年度定時評議員会終結時

No.	氏名	No.	氏名
1	大谷 直子	2	岩淵 秀夫

5. 評議員選任・解任委員会委員

任期 令和2年12月18日～令和6年の定時評議員会終結時

No.	役職	担当	氏名
1	委員	外部委員	瀬川 正一
2	委員	監事	岩淵 秀夫 (令和3年6月24日～)
3	委員	監事	大谷 直子
4	委員	事務局員	藤原 淳哉

6. 第三者委員

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	氏名	No.	氏名
1	千葉 栄	2	高橋 豊和

IV 諸会議及び各種委員会

IV 諸会議及び各種委員会

法人役員・委員等による会議・委員会を設け、それぞれの運営要綱等の定めにより理事長の諮問に答え、あるいは理事長へ意見具申することにより法人事業の適正運営に資するものとする。

(1) 会議

①本部会議(随時)

◇ 事業全体の運営に関する企画・運営会議

②法人運営協議会(中長期経営計画策定委員会)(年4回)

◇ 事業全体の運営に関する意見諮問会議

③管理者会議(随時)

◇ 各事業所管理者による連絡調整会議

④連絡調整会議(原則月1回)

◇ 各事業所管理者・児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者等出席のもと前月の実績等の報告及び連絡調整

(2) 委員会

①苦情解決第三者委員会(原則年1回)

◇ 各事業所の1年間の苦情及び事故報告

②人事委員会(随時)

◇ 職員採用に係る面接及び協議

◇ 人事異動に係る協議・検討

③保育所等訪問支援委員会(随時)

◇ 各事業所から委員を選出し、訪問支援事業実施の協議及び研修等

④虐待防止委員会(随時)

◇ 各事業所から委員を選出し虐待防止マニュアルの見直しと人権擁護の徹底

⑤感染・リスクマネジメント委員会(随時)

◇ 各事業所から委員を選出し事業所内の安全点検と環境整備

◇ 水害・土砂災害への備えに関する計画・マニュアル等の作成

◇ 感染症予防マニュアルの職員周知と未然防止

⑥研修委員会(随時)

◇ 各事業所から委員を選出し、法人全体の職員の資質向上のための計画、研修の実施

⑦広報委員会(随時)

各事業者から委員を選出し法人広報及びパンフレット等の出版物の構成・発行

⑧職員相談室(随時)

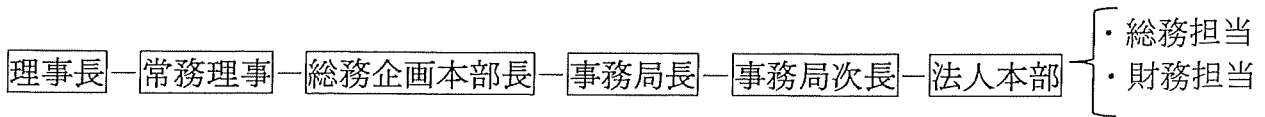
◇ メンターによる職員からの相談受付及び助言・指導等

V 事務局主要業務
VI 運営機構

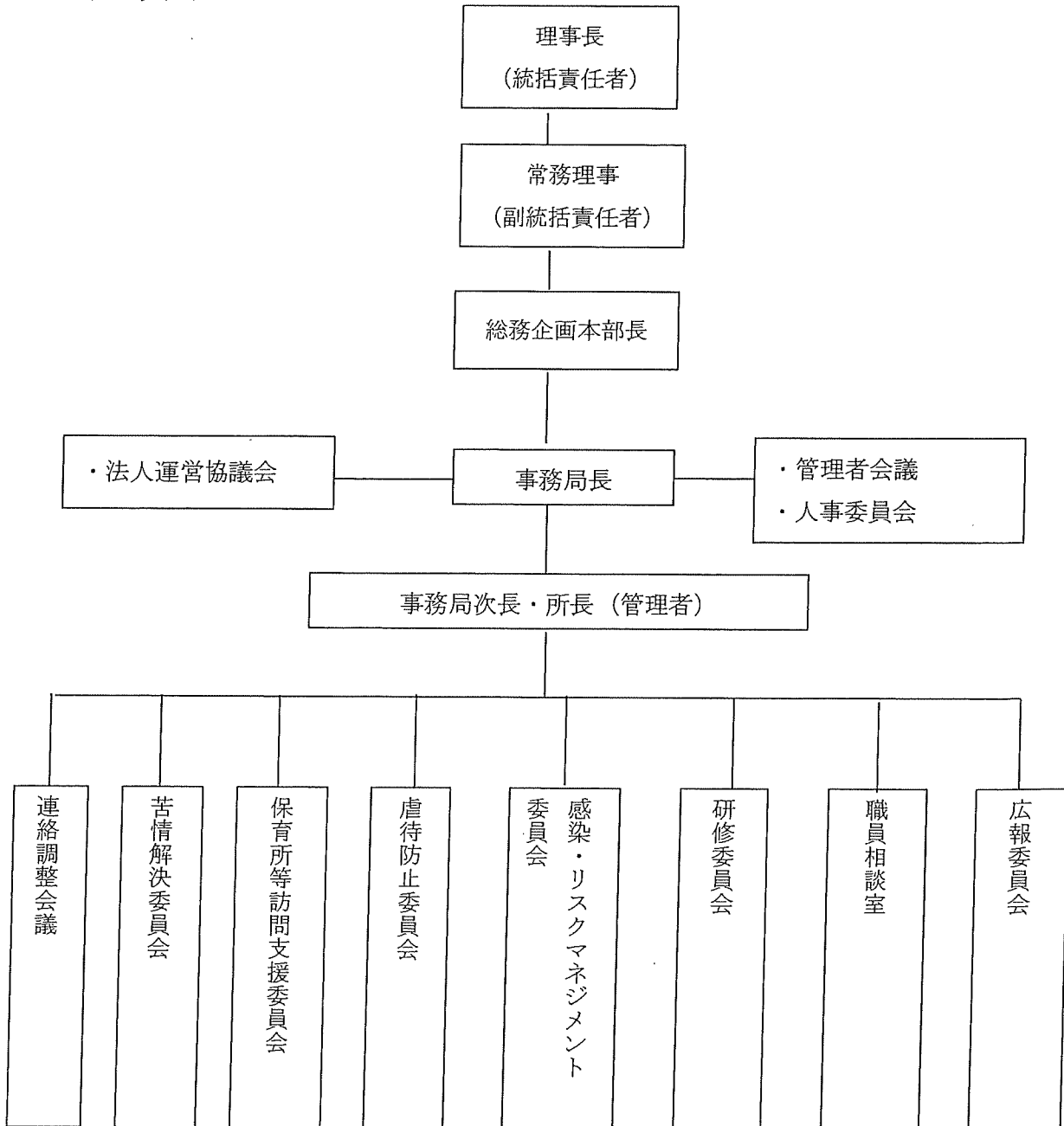
V 事務局(法人本部)主要業務

理事長・常務理事を補佐し、法人に関わる各種業務の円滑な執行を図ります。

(1)組織 (令和6年4月1日現在)

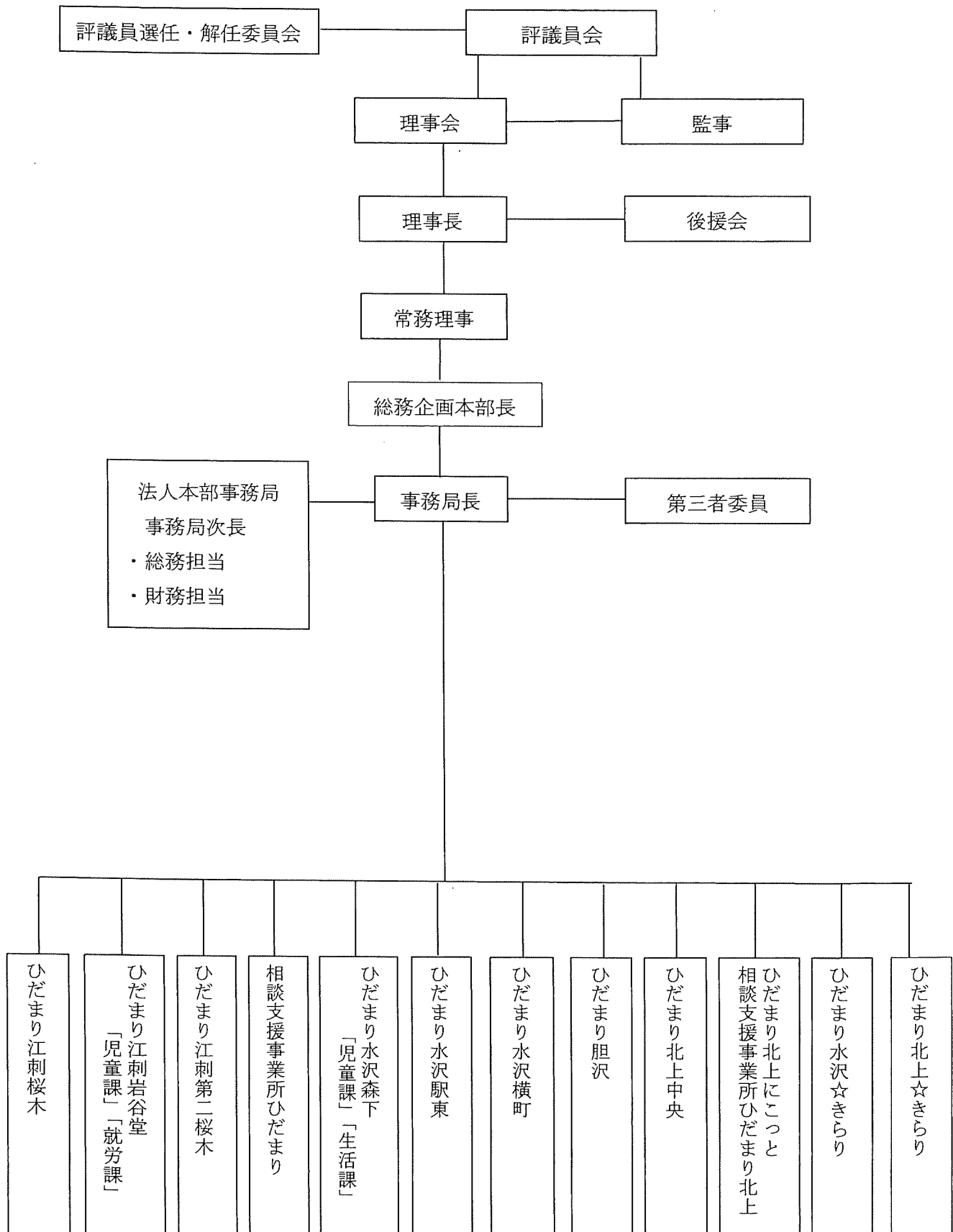


(2)会議、委員会等



VI 運営機構

(1) 法人組織



※ひだまり江刺桜木 令和3年12月1日から休止中

※ひだまり北上☆きらり 令和5年4月1日開所

